

意 匠 審 査 基 準

(平成18年改正意匠法対応)

特 許 庁

意匠審査基準について

意匠審査基準は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及びその運用を図るためのものであり、古くは昭和５年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和３４年改正意匠法に対応すべく昭和４３年６月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約３０年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成１０年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成１１年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成１０年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では既存の「意匠審査基準」、「平成１０年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに「意匠審査基準」を再編集し、公表することとした。

平成１４年１月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準（平成１８年改正意匠法対応）について

「意匠法等の一部を改正する法律」(平成１８年法律第５５号)が平成１８年６月７日に公布され、意匠法の主たる改正項目につきましたは平成１９年４月１日から施行されることになりました。これに伴って、これまで公表してきた意匠審査基準のうち、次の部分を改正しました。また、各章の関連条文についても併せて修正しました。

この意匠審査基準は、平成１９年４月１日以降の意匠登録出願について適用します。（なお、第３部「新規性の喪失の例外」は、平成１８年９月１日以降の意匠登録出願について適用します。）

- 第２部第２章 「意匠の類否判断」
- 第２部第４章 「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
- 第３部 「新規性の喪失の例外」
- 第６部 「先願」
- 第７部第１章 「部分意匠」
- 第７部第３章 「関連意匠」
- 第７部第４章 「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」

平成１９年４月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準 沿革

昭和43年 6月12日
昭和60年 6月27日一部追加
昭和60年 6月27日一部改正
昭和60年12月11日一部修正
昭和62年 3月 5日一部追加
昭和63年 3月15日一部追加
平成 元年 3月23日一部追加
平成 5年 4月23日一部修正
平成 5年11月 8日一部修正
平成 6年 6月16日一部修正
平成14年 1月31日一部追加
平成14年 1月31日一部修正
平成19年 4月 1日一部追加
平成19年 4月 1日一部修正

目 次

第 1 部 願書・図面

第 1 章 意匠登録出願	1
11 関連条文	1
11.1 意匠法第 6 条の規定	2
11.2 願書及び図面の意義	2
第 2 章 意匠登録出願に係る意匠の認定	4

第 2 部 意匠登録の要件

第 1 章 工業上利用することができる意匠	6
21 関連条文	6
21.1 意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定	8
21.1.1 意匠を構成するものであること	8
21.1.1.1 物品と認められるものであること	8
21.1.1.2 物品自体の形態であること	9
21.1.1.3 視覚に訴えるものであること	10
21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	10
21.1.2 意匠が具体的なものであること	11
21.1.3 工業上利用することができるものであること	16
第 2 章 新規性	18
22 関連条文	18
22.1 意匠法第 3 条第 1 項各号の規定	18
22.1.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号	18
22.1.1.1 意匠登録出願前について	18
22.1.1.2 公然知られた意匠について	19
22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠	19
22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い	19
22.1.2 意匠法第 3 条第 1 項第 2 号	19
22.1.2.1 意匠登録出願前について	19
22.1.2.2 頒布について	20
22.1.2.3 刊行物について	20
22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い	20
22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について	21
22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について	21
22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について	21
22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い	22
22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に 利用可能な情報であること	23
22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が	

その内容のとおり掲載されていたこと	24
22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について	26
22.1.3 意匠法第3条第1項第3号	26
22.1.3.1 意匠の類否判断	26
22.1.3.1.1 判断主体	26
22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法	27
第3章 創作非容易性	35
23 関連条文	35
23.1 意匠登録出願前について	35
23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	35
23.3 公然知られたについて	35
23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料	35
23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	36
23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	36
23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠	36
23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例	37
23.5.1 置換の意匠	37
23.5.2 寄せ集めの意匠	42
23.5.3 配置の変更による意匠	45
23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数増減による意匠	46
23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を ほとんどそのまま表したにすぎない意匠	48
23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠	48
23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠	49
23.5.6 商慣行上の転用による意匠	50
23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示	52
23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示	52
23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係	52
第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	53
24 関連条文	53
24.1 意匠法第3条の2の規定	53
24.1.1 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について	53
24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に 現された意匠について	53
24.1.3 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図	54
24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合	54
24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合	54
24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合	54
24.1.4 意匠の一部について	55
24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と 後願の全体意匠との類否判断	55

24.1.6 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断	55
24.1.6.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とは 同一の者であること	56
24.1.6.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された 意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げ る事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠 登録出願があったこと	56
24.1.7 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件	56
24.1.7.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠に ついての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	56
24.1.7.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	57
24.1.7.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期	57
24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例	57

第3部 新規性の喪失の例外

31 関連条文	62
31.1 意匠法第4条第1項及び第2項の規定	62
31.1.1 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件	62
31.1.2 意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項	62
31.1.2.1 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者	63
31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者の意に反して公開された事実	63
31.1.2.3 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること	63
31.1.2.4 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日 から6か月以内に出願されていること	64
31.1.3 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための 手続に関する時期的要件	64
31.1.4 意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件	64
31.1.5 意匠法第4条第2項の規定を適用するための確認事項	64
31.1.5.1 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者	65
31.1.5.2 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、 当該公開意匠が公開された事実	65
31.1.5.3 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願 をしていること	65
31.1.5.4 当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠 が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること	65
31.1.6 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続	66

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文	67
41.1 意匠法第5条の規定	67
41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について	67
41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について	67
41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について	67
41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について	68
41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる 意匠と認められるものの類型	68
41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例	69

第5部 一意匠一出願

51 関連条文	70
51.1 意匠法第7条の規定	70
51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分	70
51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	71
51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	71
51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例	71
51.1.2.3 部分意匠についての取扱い	72

第6部 先願

61 関連条文	73
61.1 意匠法第9条の規定	73
61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる 意匠登録出願	73
61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	74
61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	74
61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断	74
61.1.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	74
61.1.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	75
61.1.7 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	75
61.1.8 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	75
61.1.9 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	76
61.1.10 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	76
61.1.11 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い	77
61.1.11.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると 認められるものの例	78
61.1.11.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の 意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは 補正の手続が行われた場合の取扱い	78

61.1.12 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての 新出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日……………	79
61.1.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日……………	79

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠……………	80
71 関連条文……………	80
71.1 部分意匠とは……………	81
71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面……………	81
71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項……………	81
71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載……………	82
71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定……………	83
71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件……………	84
71.4.1 工業上利用することができる意匠……………	84
71.4.1.1 意匠を構成するものであること……………	85
71.4.1.1.1 物品と認められるものであること……………	85
71.4.1.1.2 物品自体の形態であること……………	86
71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること……………	86
71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起させるものであること……………	86
71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること……………	86
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること…	87
71.4.1.2 意匠が具体的なものであること……………	88
71.4.1.3 工業上利用することができるものであること……………	91
71.4.2 新規性……………	91
71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号……………	91
71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号……………	91
71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断……………	91
71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の 意匠登録出願の例……………	93
71.4.3 創作非容易性……………	96
71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠……………	96
71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と 後願の部分意匠との類否判断……………	96
71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の例……………	97
71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外……………	97
71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定……………	97
71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願……………	97
71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例……………	97
71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例…	97
71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例……………	98
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようと する部分」が含まれるものであっても一意匠と取り	

扱うものの類型	98
71.8 組物の意匠に係る部分意匠	99
71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条 及び第10条の規定	99
71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断	99
71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと 認められる部分意匠の意匠登録出願の例	100
71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において 類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例	101
71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	101
71.10.1 部分意匠の意匠の要旨	101
71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型	101
71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	102
71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	103
71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割	104
71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割	104
71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は 二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割	105
71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の 意匠登録出願への出願の変更	105
71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願	105
第2章 組物の意匠	107
72 関連条文	107
72.1 組物の意匠とは	107
72.1.1 組物の意匠と認められる要件	107
72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが 経済産業省令で定めるものであること	107
72.1.1.2 構成物品が適当であること	108
72.1.1.3 組物全体として統一があること	109
72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型	109
72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、 同じような造形処理で表されていることによって、 組物全体として統一があると認められる場合の例	110
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つにまとまった形状又は模様を 表すことによって、組物全体として統一があると認めら れる場合の例	112
72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 によって、物語性など観念的に関連がある印象を与える ことにより組物全体として統一があると認められる場合 の例	113
72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠	113
72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断	113
72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	113

72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	114
72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨	114
72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の類型	114
72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	114
72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	115
72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	116
72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割	116
72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	116
72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	116
第3章 関連意匠	117
73 関連条文	117
73.1 関連意匠とは	118
73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠	118
73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	118
73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	119
73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報 (秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の 記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。)の 発行の日前に出願された意匠登録出願であること	119
73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の 意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の 規定の判断の基準日	119
73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	120
73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い	120
73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い	120
73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い	120
第4章 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠	123
74 関連条文	123
74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について	124
74.2 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願における願書・図面	126
74.2.1 画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項	126
74.3 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に係る意匠の設定	127
74.4 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の登録要件	128
74.4.1 工業上利用することができる意匠	128
74.4.1.1 意匠を構成するものであること	128
74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること	128
74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの	129
74.4.1.2 意匠が具体的なものであること	131
74.4.1.3 工業上利用することができるものであること	132

74.4.2 新規性	132
74.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号	132
74.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号	133
74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断	133
74.4.3 創作非容易性	136
74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠	143
74.5 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	144
74.6 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定	144
74.7 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に関する一意匠一出願	144
74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	144
74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	144
74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例	145
74.8 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む組物の意匠	147
74.9 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定	147
74.10 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の 意匠登録出願に関する要旨の変更	147
74.11 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠に関する分割	148
74.12 特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第2条第2項に規定する 画像を含む意匠登録出願への出願の変更	148
74.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第2条第2項に規定する 画像を含む意匠の意匠登録出願	148

第8部 願書・図面等の記載の補正

第1章 補正	149
81 関連条文	149
81.1 補正とは	149
81.1.1 補正の内容的制限	150
81.1.2 補正の時間的制限	150
第2章 補正の却下	151
82 関連条文	151
82.1 補正の却下とは	151
82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定	151
82.1.2 要旨の変更	151
82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の類型	151
82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更 するものと認められる場合	151
82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするもの	

と認められる場合	152
82.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類	152
82.1.2.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正 する場合	152
82.1.2.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の 記載不備を不備のない記載に訂正する場合	153

第9部 特殊な意匠登録出願

第1章 意匠登録出願の分割	154
91 関連条文	154
91.1 意匠法第10条の2の規定	154
91.1.1 意匠登録出願の分割の要件	154
91.1.2 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例	155
91.1.3 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	155
91.1.4 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に よる優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	155
第2章 出願の変更	156
92 関連条文	156
92.1 意匠法第13条の規定	156
92.1.1 意匠登録出願への変更の要件	156
92.1.2 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例	157
92.1.3 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	157
92.1.4 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に よる優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	157
第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例	158
93 関連条文	158
93.1 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い	158
第4章 補正後の意匠についての新出願	159
94 関連条文	159
94.1 意匠法第17条の3の規定	159
94.1.1 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな 意匠登録出願の要件	159

第10部 パリ条約による優先権等の主張の手続

101 関連条文	160
101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果	161

101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手続	162
101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間	162
101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件	162
101.3 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められない場合の例	163

第 1 1 部 その他

第 1 章 特徴記載書	164
111 関連条文	164
111.1 特徴記載書とは	164
111.1.1 提出手続	164
111.1.2 意匠公報への掲載	164
別添 組物の構成物品表	165

凡 例

1. 全体において使用される省略記載

「願書に添付した図面等」	＝願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
「公知の意匠」	＝意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠
「公開意匠」	＝公知の意匠に該当するに至った意匠
「電子的意匠情報」	＝インターネットを通じて得られる意匠情報
「当業者」	＝その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
「先願に係る意匠として 開示された意匠」	＝先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄 に記載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意 匠
「一組の図面」	＝立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された 正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又は それらと置き換え可能な図。平面的なものの場合は、同一縮尺で 作成された表面図及び裏面図
「その他必要な図」	＝一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できない ときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図 その他必要な図
「別表第一」	＝意匠法施行規則別表第一
「別表第二」	＝意匠法施行規則別表第二
「本意匠」	＝自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
「構成物品」	＝組物を構成する物品
「定められた構成物品」	＝「構成物品表」に定められた構成物品

2. 一部において使用される省略記載

「形態」	＝形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
------	----------------------

ただし、「創作非容易性」に関する項目においては「形態」とはいわない。
これは、意匠法第2条第1項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこ
れらの結合」は意匠の構成要件として物品と混然一体となるものであるのに
対し、意匠法第3条第2項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれ
らの結合」とは、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した
要素又はこれら独立した要素の結合をも意味することから、両者の違いを明
確にするためである。

具体的には、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」及び第7
部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」にお
いては「形態」とはいわない。

また、第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組
物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一がある
と認められるものの類型」においても、組物全体として統一があるか否かの
判断が、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又は
これら独立した要素の結合に基づいても行われることから、同様に「形態」
とはいわない。

第1部 願書・図面

第1章 意匠登録出願

11 関連条文

意匠法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
 - 三 意匠に係る物品
- 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。
- 3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。
- 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

意匠法施行規則

第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

- 2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
- 二 取扱い又は保存に不便でないもの
- 三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

- 四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。
- 2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

様式第2〔備考〕

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

11.1 意匠法第6条の規定

意匠法第6条は、意匠登録出願の際に提出すべき書類及びその書類に記載すべき事項について規定したものである。

第1項は、意匠登録出願の際に特許庁長官へ提出すべき書類として願書及び図面を定めるとともに、そこに必ず記載すべき事項を規定している。なお、意匠に係る物品については、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

第2項は、出願人の図面作成への便宜を図るために、図面に代えて提出できるものを規定している。

第3項から第7項は、図面の記載によっては意匠を十分に表現できない場合を想定し、願書に補足的に説明を記載して意匠を十分に表現すべき旨を規定している。

ただし、これらの規定による願書又は、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）への記載は、出願人の責任においてなされるべきことであるため、いったん出願人が必要十分として記載した事項について、「当該事項は不要である。」あるいは「さらに必要な事項がある。」等の判断を審査官は行わない。

11.2 願書及び図面の意義

意匠登録を受けようとする者が特許庁長官に提出した願書及び願書に添付した図面等は、創作者が創作した意匠、すなわち意匠登録を受けようとする意匠の内容を表したものである。

そのため、登録意匠の範囲は、願書の記載（注）及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づき定めなければならない旨規定されている。（意匠法第24条）

したがって、願書及び願書に添付した図面等は、創作者並びに意匠登録出願人を特定すると共に登録意匠の範囲を定める権利書としての機能を有するものといえる。

（注）

願書の記載とは、「部分意匠」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」の欄の記載をいう。

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

（1）意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

なお、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品についてされた意匠登録出願の場合には、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されたその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明に基づいて用途及び機能を認定する。（意匠法施行規則様式第2備考39）

（2）意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。

（注）

第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第7部第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの^(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること (→第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること (→第2部第3章)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)

意匠法第8条(組物の意匠)

意匠法第9条第1項又は第2項(先願)

意匠法第10条第1項又は第2項(関連意匠)

意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)

意匠法第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)

- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

- (3) その意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとき。

- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第1章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第2項略）

意匠法施行規則

様式第6〔備考〕

7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

8 立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図

背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地ものであつて模様が一方方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略箇所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 24 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
 - ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模

様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠法第3条第1項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→21.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→21.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠の意匠とは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠、すなわち、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→21.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→21.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→21.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→21.1.1.4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

粉状物及び粒状物の集合しているもの

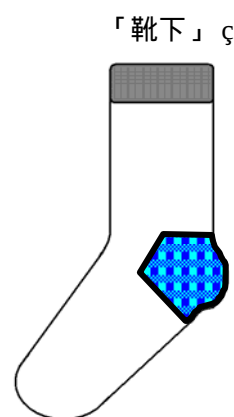
粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であっても一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品(部分品)は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感を

ほとんど起こさせないもの

21.1.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の 及び についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）

総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、

まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。(第8部「願書・図面等の記載の補正」第1章「補正」参照)

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

図が相互に一致しない場合

写真などが不鮮明な場合

() 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合

() 鮮明な写真であっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写っていて、正確に意匠を知ることができない場合

意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

(意匠法第6条第3項)

変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

(意匠法第6条第4項)

(意匠法施行規則様式第6備考20)

着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。

(意匠法第6条第6項)

図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

(意匠法第6条第7項)

(意匠法施行規則様式第6備考24)

図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合

であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合を除く。

(意匠法施行規則様式第6備考7)

なお、物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。

() 物品に表された文字、標識は、() に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。

() 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

イ 新聞、書籍の文章部分

ロ 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

立体を表す図面が下記に該当する場合

() 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法(キャビネット図(幅対高さ対奥行きが1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)により作成されていない場合

ただし、下記のものは除く。

イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真

ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面

() 各図の縮尺が相違する場合

() 6面図が揃っていない場合(立体的なものの場合)

ただし、下記の場合は除く。

イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左 側 面 図 右 側 面 図

- ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合

- ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見ることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

- () 正投影図法により作成した6面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第6備考8)

- () 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合

(意匠法施行規則様式第6備考9)

平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

- () 各図の縮尺が相違する場合

- () 2面図が揃っていない場合 (平面的なものの場合)

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合	裏面図
裏面図が無模様の場合	〃

- () 図を省略した場合において、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第6備考10)

(注)

平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分らない場合

(意匠法施行規則様式第6備考12)

意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- () 省略箇所が2本の平行な1点鎖線で切断されていない図面
- () 省略箇所が図面上何cm省略されているかの説明の記載がない場合

6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

- () 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図など
- () 積み木、組木にあっては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

- () 切断面に平行斜線が不完全又はない場合
- () 切断箇所が表示(切断鎖線、符号及び矢印)によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。

(意匠法施行規則様式第6備考15)

部分拡大図について、その拡大箇所の表示(切断鎖線、符号、矢印)がない場合

(意匠法施行規則様式第6備考16)

分離できる物品が下記に該当する場合

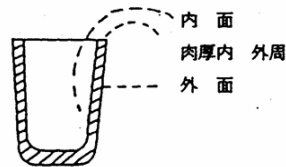
ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合

(意匠法施行規則様式第6備考18)

透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考24の規定によって作成されていない場合

(注) 備考24に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



() 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考24イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

() その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考24ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。

(意匠法第6条第7項) (上記 参照)

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工

業上利用することができるものに該当しない。

土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。（上記21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照）

純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第2章 新規性

22 関連条文

意匠法

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

(第2項略)

22.1 意匠法第3条第1項各号の規定

意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であっても、意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠(以下「公知の意匠」という。)に該当するもの、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するものは、新規性を有さないものであり、意匠登録を受けることができない。

すなわち、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、それが自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一又は類似の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができない。

22.1.1 意匠法第3条第1項第1号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

22.1.1.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注)を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知られた意匠に該当する。

(注)

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.1.2 公然知られた意匠について

公然知られた意匠とは、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られた意匠のことをいう。

22.1.1.3 公然知られた意匠として扱わない意匠

(1) 登録意匠公報の発行日前の登録意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには疑義が認められるため、公然知られた意匠としては扱わない。

22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、以下のすべてについて具体的に出願人に提示しなければならない。

(1) 公然知られた意匠に係る物品及びその形態

(2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実

22.1.2 意匠法第3条第1項第2号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

22.1.2.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注)を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当する。

(注)

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2.2 頒布について

頒布とは、刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいい、現実には誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

22.1.2.3 刊行物について

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体（ＣＤ－ＲＯＭ、意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）をいう。

22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い

（１）刊行物に発行時期の記載又は受入印（注）がある場合

受入印がなく、発行の年月日が記載されているときは、その年月日を採用する。

なお、当該発行の年月日の記載が

（ ）年のみの場合は、その年の末日

（ ）年月のみの場合は、その年月の末日

と推定する。

発行の年月日及び受入印があるときは、どちらか早い方の年月日を採用する。

発行の年月日の記載がなく、受入印があるときは、その年月日を採用する。

（注）

受入印とは、刊行物を受け入れた組織（特許庁意匠課、特許庁意匠課旧資料係、独立行政法人工業所有権総合情報館、旧工業所有権総合情報館、旧万国工業所有権資料館）が受入事実の特定のために、刊行物の表紙等に押した受入組織及び受入日付を明記した印である。

（２）刊行物に発行時期の記載及び受入印がない場合

当該刊行物について、書評、抜粋、カタログなどを掲載した刊行物があるときは、その発行時期から、当該刊行物の頒布された時期を推定する。

当該刊行物について、重版又は再版などがあり、これに初版の発行時期が記載されているときは、それを頒布された時期と推定する。

その他適当な手がかりがあるときは、それから頒布された時期を推定又は認定する。

22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

- (1) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合
それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する必要はない。
- (2) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合
意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 新規性の判断の基礎となる資料とできると認められるものの例
刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの
刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの
意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体的な形態を識別できるもの

22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について

- (1) 回線について

回線とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送（双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は除く。）は、回線には含まれない。

（２）公衆について

公衆とは、社会一般の不特定の者を指す。

（３）公衆に利用可能について

公衆に利用可能とは、社会一般の不特定の者が見得るような状態におかれていることを指し、現実には誰かがアクセスしたという事実は必要としない。例えば、インターネットにおいて、リンクが張られ、サーチエンジン（注１）に登録され、又はアドレス（注２）が公衆への情報伝達手段（例えば、広く一般に知られている新聞、雑誌等）にのっており、かつ公衆からのアクセス制限がなされていない場合には、公衆に利用可能である。

（注１）

検索エンジンとも呼ばれ、インターネット上で目的とするサイトを探すためにデータベース的な役割を果たすサイトを指す。

（注２）

URL（Uniform Resource Locator）という表記方法で表記されたインターネットのサービスの所在地を指す。一般に、<http://xxx.or.jp>のように表記される。

（４）公衆に利用可能となった意匠の時期について

当該意匠登録出願前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった事実が認められれば足りる。

22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い

インターネットを通じて得られる意匠情報（以下「電子的意匠情報」という。）を、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として引用するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （１）意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること（→22.1.2.8.1）
- （２）意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおりに掲載されていたこと（→22.1.2.8.2）

22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネットにのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページへのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネットにのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

(1) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められるものの例

サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされている場合又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）

パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）

有料のホームページにおいては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）

(2) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められないものの例

インターネットにのせられていても、以下に該当するものは公衆利用可能性があるとはいえない。

インターネットにのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスでき

ないもの

情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）

情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）

公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

（１）引用する電子的意匠情報の掲載日時（注）及びその内容の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかは常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

（注）

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

（２）引用する電子的意匠情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページについては、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページで示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合には、引用することができるかを調査する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページにのせられている情報は引用しない。

- (3) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページの例

以下のホームページに掲載されている電子的意匠情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

刊行物等を長年出版している出版社のホームページ
(新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ)
学術機関のホームページ(学会、大学等のホームページ)

国際機関のホームページ(標準化機関等の団体のホームページ)

公的機関のホームページ(省庁のホームページ)

ただし、このようなホームページであっても、掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された電子的意匠情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページへの掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

- (4) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合の対応

審査官は、引用しようとする電子的意匠情報の当該疑義があると判断した場合には、問い合わせ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。

検討の結果、疑義が解消しないものに関しては引用しない。

- (5) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページの取扱い

問い合わせ先が明らかでないもので、かつ掲載日時の表示が示されていないホームページは、当該疑義を解消する可能性が少ないので引用しない。

- 22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について
刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。（前記22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）

22.1.3 意匠法第3条第1項第3号
前二号に掲げる意匠に類似する意匠

22.1.3.1 意匠の類否判断

意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者（取引者を含む）（判断主体に関しては22.1.3.1.1を参照。）の立場から見た美感の類否についての判断をいう。

以下に説明する類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

22.1.3.1.1 判断主体

意匠の類否判断において、判断主体は、需要者（取引者を含む）（意匠法第24条第2項。同規定でいう「需要者」とは、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」とする。）であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否

の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。

意匠の類否判断は、もとより人間の感覚的な部分によるところが大きいが、その判断を行う際には、意匠創作に係る創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法

（１） 意匠の類否判断の観点

意匠審査において、類否判断は次の（ア）～（オ）の観点によって行われる。

（ア）対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

（イ）対比する両意匠の形態の認定

（ウ）形態の共通点及び差異点の認定

（エ）形態の共通点及び差異点の個別評価

（オ）意匠全体としての類否判断

（２） 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

なお、経済産業省令で定める意匠法施行規則別表第一（下欄）に表された「物品の区分」は、願書に記載すべき物品の区分の具体例を示しているに過ぎず、物品の類否を直接に規定しているものではない。

（３） 対比する両意匠の形態の認定及び形態における共通点・差異点の認定

() 肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。これは、通常、物品は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形態全体からなる美感が、その意匠に係る物品の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品全体の形態は肉眼によって認識することができるが、一部の形態は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、肉眼によって認識できる形態のみを意匠の形態として認定し、類否判断を行う。

() 観察方法

意匠の類否判断は、意匠に係る物品を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。

例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。

() 形態の認定

意匠に係る物品全体の形態（意匠を大づかみに捉えた際の骨格的形態、基本的構成態様ともいう。）及び各部の形態を認定する。

() 形態における共通点及び差異点の認定

両意匠の、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）及び各部の形態における共通点及び差異点を認定する。

(4) 形態の共通点及び差異点の個別評価

各共通点及び差異点における形態に関し、以下の()その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、()先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形態が()及び()の観点

からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

() 対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価

各共通点及び差異点における形態が、対比観察した場合に注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、

- ・ その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、
- ・ その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か、

により認定・評価する。

なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるものであるが、一般的には以下のようにいえる。

(a) 意匠全体に占める割合についての評価

出願意匠と引用意匠の共通点あるいは差異点に係る部分について、その大きさが意匠に係る物品全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。

意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。

(b) 物品の大きさの違いについての評価

両意匠の意匠に係る物品自体の大きさ（説明の記載がない場合に認定する通常の大さの範囲を含む。）が違っていても、それが物品の用途及び機能の認定に影響を及ぼさない限り、その違いは、強く注意を引くものとはならない。

(c) 物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価

意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、観察されにくい部分が存在する。共通点及び差異点における形態が観察されやすい部分の形態であれば、注意を引きやすいといえる。

観察されやすい部分は、意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能、その大きさ等に基づいて、(1) 意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、(2) 需要者（取引者を含む）が関心を持って観察す

る部位か否かを認定することにより抽出する。

ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形態が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠的特徴としては考慮しない。

(d) 物品の内部形態の評価

意匠は、意匠に係る物品を観察する際に目に付きやすい部位の形態を中心に比較されるべきであるから、類否判断は、意匠に係る物品の外観について行い、使用時に目にすることのない内部形態は、意匠の特徴として考慮しない。

内部形態を観察することができるものは、使用時に目に付きやすい形態が注意を引きやすい部分となる。

例えば、冷蔵庫の意匠の場合、扉を開けた状態も使用時の形態である一方、冷蔵庫の用途及び機能は、扉を閉めた状態で内部に食品等を冷却保管するものであるから、通常は、扉を閉めた状態で視覚観察されるものであるといえる。よって、このような場合は閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部形態のそれよりも大きい。一方、人間が内部に入って使用することを主体とする浴室の意匠等の場合には、内部形態が注意を引く部分となる。

(e) 物品の流通時にのみ視覚観察される形態の評価

使用時・設置時にはその一部が目には触れないような物品（例えば、一部が土に埋まるフェンスや、壁や天井に一部が埋め込まれる照明器具等。）の場合、物品の流通時にのみ視覚観察される部位が注意を引く程度は、原則として、その他の部位よりも小さい。

ただし、その他の部位における形態が、ありふれた形態など意匠全体の美感に与える影響が小さいような場合には、相対的に、物品の流通時にのみ視覚観察される部位の意匠全体の中での重要度が上がり、意匠全体での最終的な判断の際に類否を左右する場合もある。

() 先行意匠群との対比に基づく評価

出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを評価する。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異

なった形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって変わる。

(a) 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえない。したがって、他の先行意匠においても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形態が注意を引く程度は小さい。

いずれの場合も、ありふれた形態や、公然知られた形態を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形態は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形態や公知形態の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

() 機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態の取扱い

機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態について、一般的には以下のように扱う。

(a) 機能的形状の評価

機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。ただし、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠法が本来保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与することになるため、保護しない（意匠法第5条第3号）。

また、視覚に大きな影響のない僅かな形状の相違について、その相違が機能に大きく関わっていても、ことさら重要視しない。

(b) 物品の機能面からの要求を加味して構成された模様の評価

単に装飾を目的とする模様（例えば、食卓用皿の表面に付される模様。）に加え、近年、シートキーやタッチパネルなど、物品表面の入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例が多くなってきている。このような意匠に係る物品との関係において一定の機能を有する模様についての意匠的な特徴の評価は、その模様が有する意味、すなわち、何を意図した模様なのか、物品の用途・機能との関係においてどのような機能を担う模様なのか、という点を理解した上で行うものであり、形状の場合と同様に評価する。

(c) 材質から生じる模様・色彩の評価

意匠の構成要素として真に考慮すべき模様・色彩は、意匠創作者の創作行為に基づいて表された模様・色彩であるが、願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品を製造する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩をもって表されていると認められる場合、その模様・色彩はその物品分野においてはありふれたものであるから、その模様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。

(5) 意匠全体としての類否判断

両意匠の形態における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできず、各形態の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価しなければならない。

基本的な考え方は以下の通り。

() 共通点及び差異点についての総合判断

ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通点又は差異点が類否判断に与える影響

の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意匠全体の美感に与える影響が同程度あるいはより大きな共通点又は差異点が他にある場合には、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

() 意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）

意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものであって、視覚を通じて起こさせる美感への影響が最も大きいことから、意匠が類似するためには、原則として、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）が共通することが必要である。

ただし、出願意匠と引用意匠の意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）に差異点があったとしても、いずれもありふれた形態であって、かつ、各部の形態における共通点が顕著であるような場合には、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）における差異を超えて両意匠が類似する場合もある。

例えば、模様付きの直方体型包装用箱において、箱全体の縦、横、高さの比率が異なる2つの意匠があった場合、いずれも包装用箱の比率としてはありふれていて注意を引くものではなく、かつ、共通する模様が特徴的で強く注意を引くものと認められるならば、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）における差異（箱全体の縦、横、高さの比率）を超えて、両意匠は類似することがある。

各部の形態における差異点についても類否判断に与える影響の大きさが小さい場合には、共通する意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）がありふれたものであっても、なお、その意匠の中で最も類否判断に与える影響が大きいものとなり、両意匠が類似する場合もある。

また、公知又は周知の形態を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であって、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）として新規である場合には、その組合せによる意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）が新規な形態として評価される。

() 出願に係る意匠中に用いられた公知の形態

出願意匠中に用いられた公知の形態が類否判断に与える影響の大きさは、新規な形態に比べて一般的に小さくなるが、意匠は全体が有機的な結合によって成立するものであるから、共通点又は差異点における形態が公知の形態であったとしても、その共通点又は差異点を単純除外して、その他の共通点及び差異点のみについて判断することはしない。

公知形態の組合せが新規である場合は、その組合せに係る態様を評価する。

() 意匠の構成要素間の関係

意匠の構成要素である形状、模様、色彩のうち、どの構成要素が類否判断に大きな影響を与えるかは、一概には言えず、先行する公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きいといえる。

しかしながら、形状及び模様は、人知に基づく創作を必要とする場合が多いのに比し、色彩はそれが模様を構成しない限り、創作というよりも選択と形容するのが適当であって、色彩のみを変更した多数の製品バリエーションが通常用意されていることから、色彩は形状及び模様よりも注意を引きにくいといえる。したがって、一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

() 同一物品分野における既存の類否判断事例との関係

一般に、対比する2つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一物品分野の既存の判断事例と同様の場合には、既存の類否判断事例と同様な結果となる。

しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する2つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定及びその注意を引く程度についての評価は、常に同じというわけではない。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるので、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じというわけではない。

このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一物品分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用しない。

第3章 創作非容易性

23 関連条文

意匠法

第三条

(第1項略)

- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第9条、意匠法第10条等）とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

23.3 公然知られたについて

公然知られたとは、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られたことをいう。

そして、公然知られたのうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、広く知られたという。

なお、外国において広く知られたとは、当該国において広く知られたことは必要であるが、必ずしも複数の国において広く知られたことを要しない。また、当該国で広く知られていれば、日本国内において広く知られていることを要しない。

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- （１）公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.1）
- （２）広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.2）

(3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

(→23.4.3)

23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

以下に該当するものは、いずれも公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

(1) 日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

(2) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公然知られた状態にあるものでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公然知られたものとなることはほとんどなく、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、上記の場合、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

公然知られた意匠又は広く知られた意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。

公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

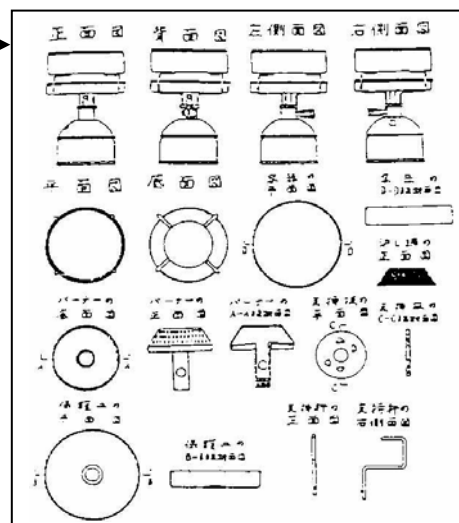
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

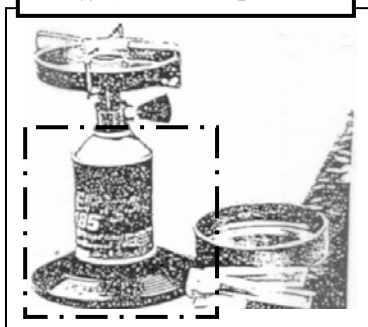
その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

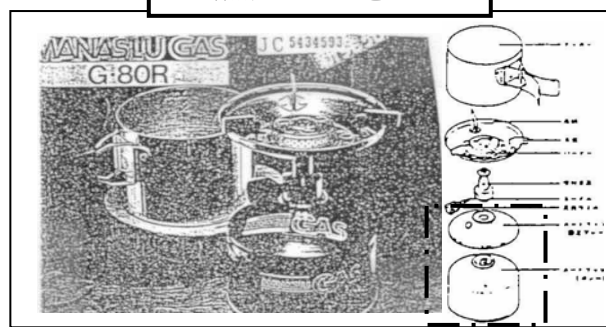
「ガsstove兼用こんろ」



公然知られた意匠 1



公然知られた意匠 2



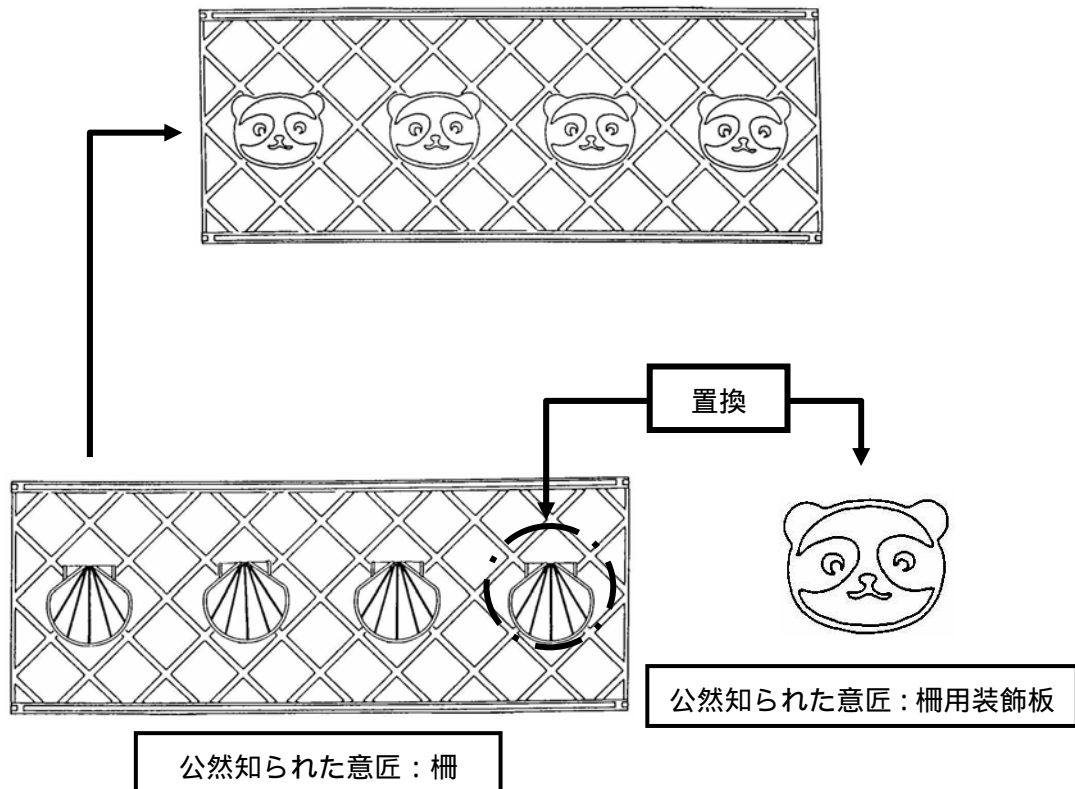
置換

【事例2】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「道路用柵」

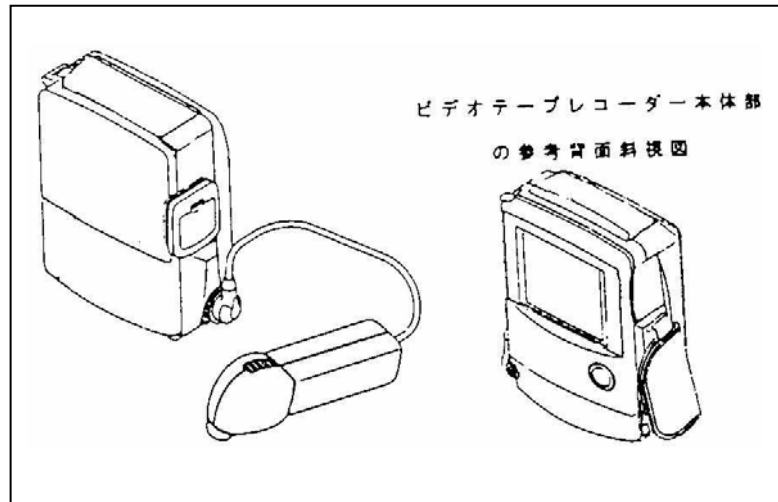


【事例3】

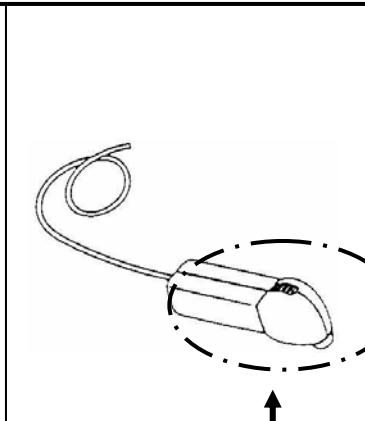
その意匠の属する分野において、分離可能な部品（テレビカメラ）の形状等を他の部品（テレビカメラ）の形状等に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

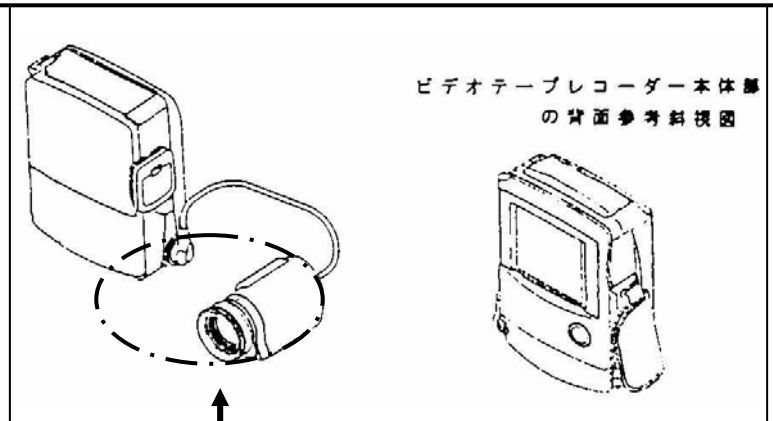
「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



公然知られた意匠：テレビカメラ



公然知られた意匠：ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ



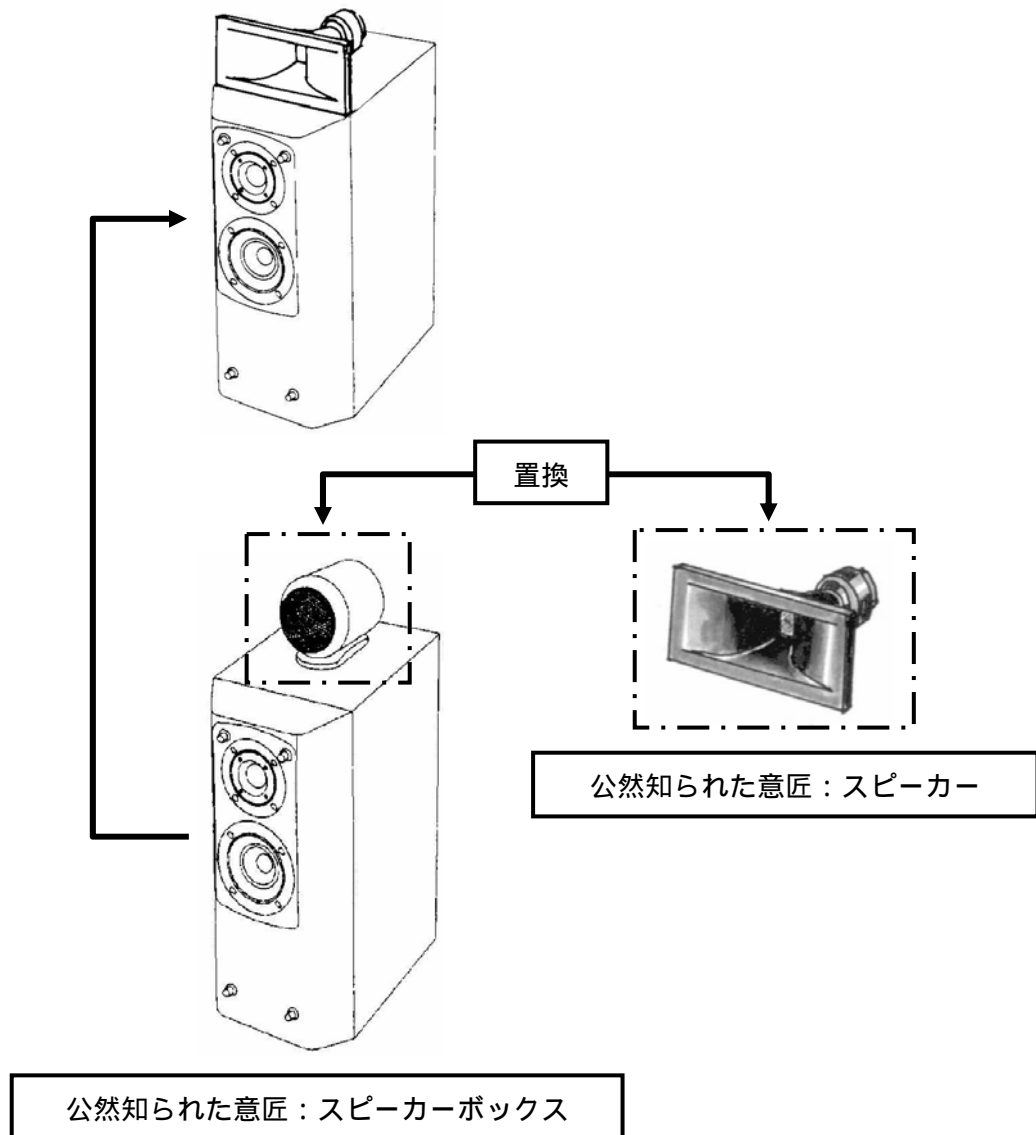
置換

【事例4】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」

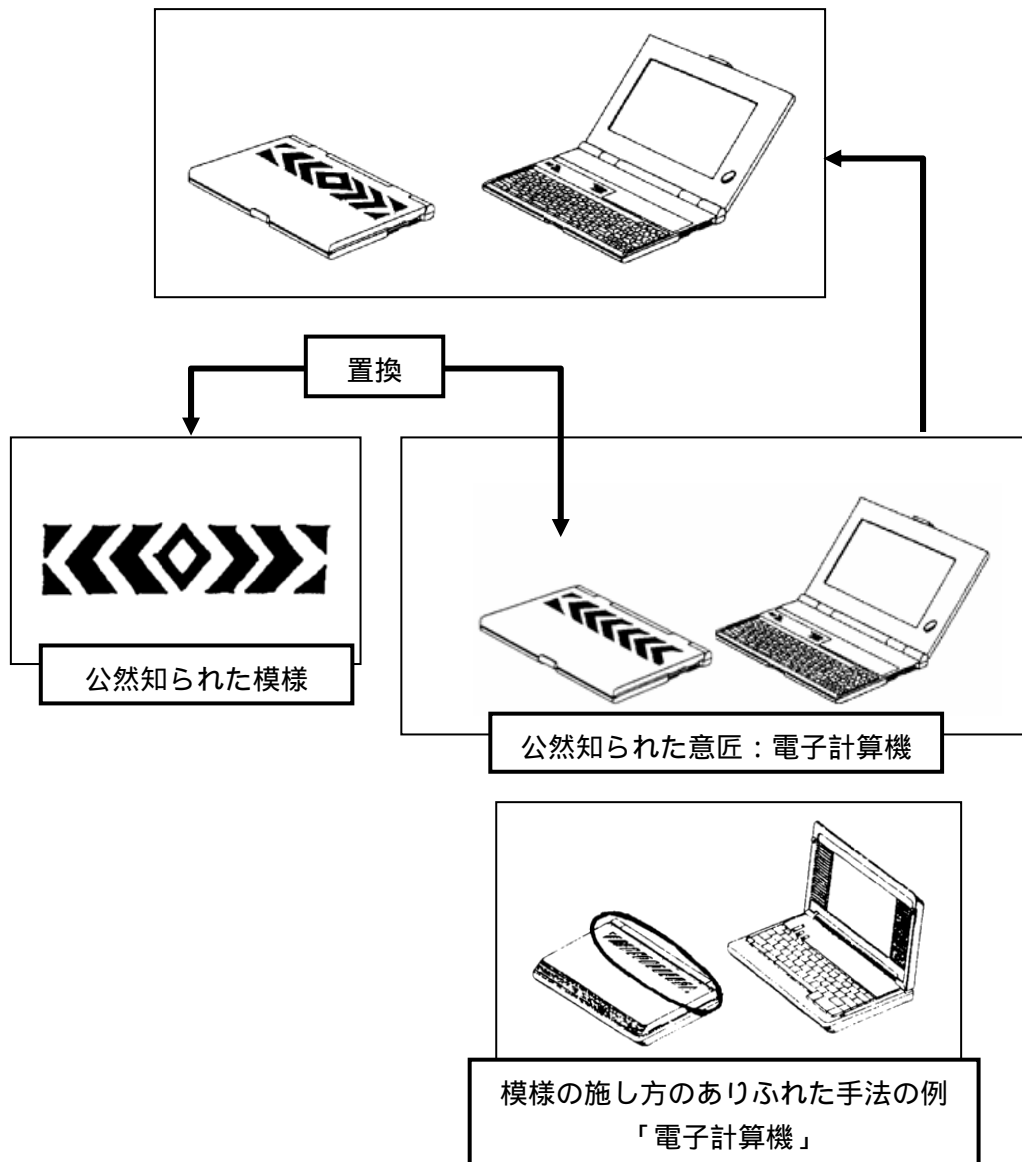


【事例5】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



23.5.2 寄せ集めの意匠

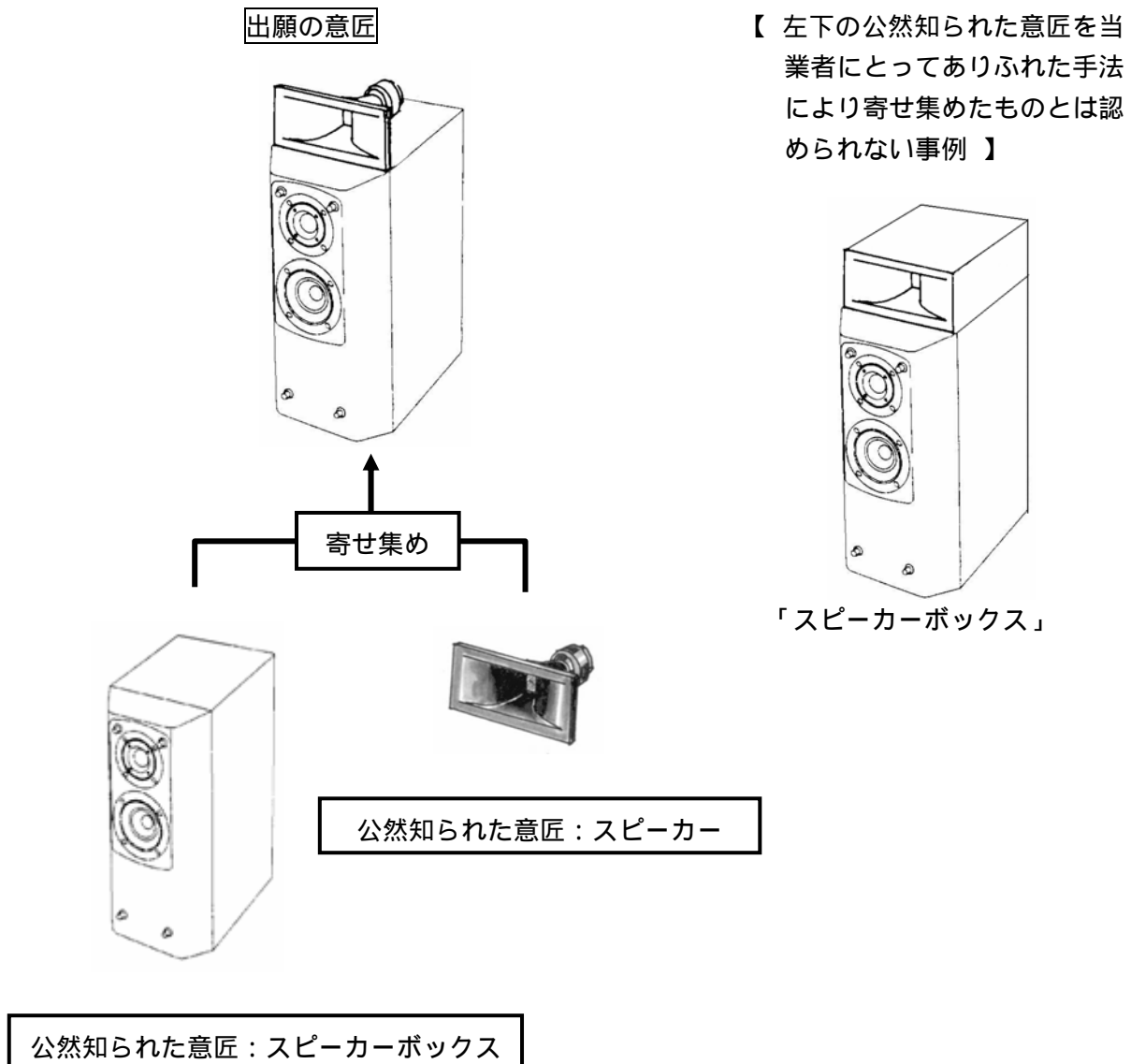
寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせで一の意匠を構成することをいう。

複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

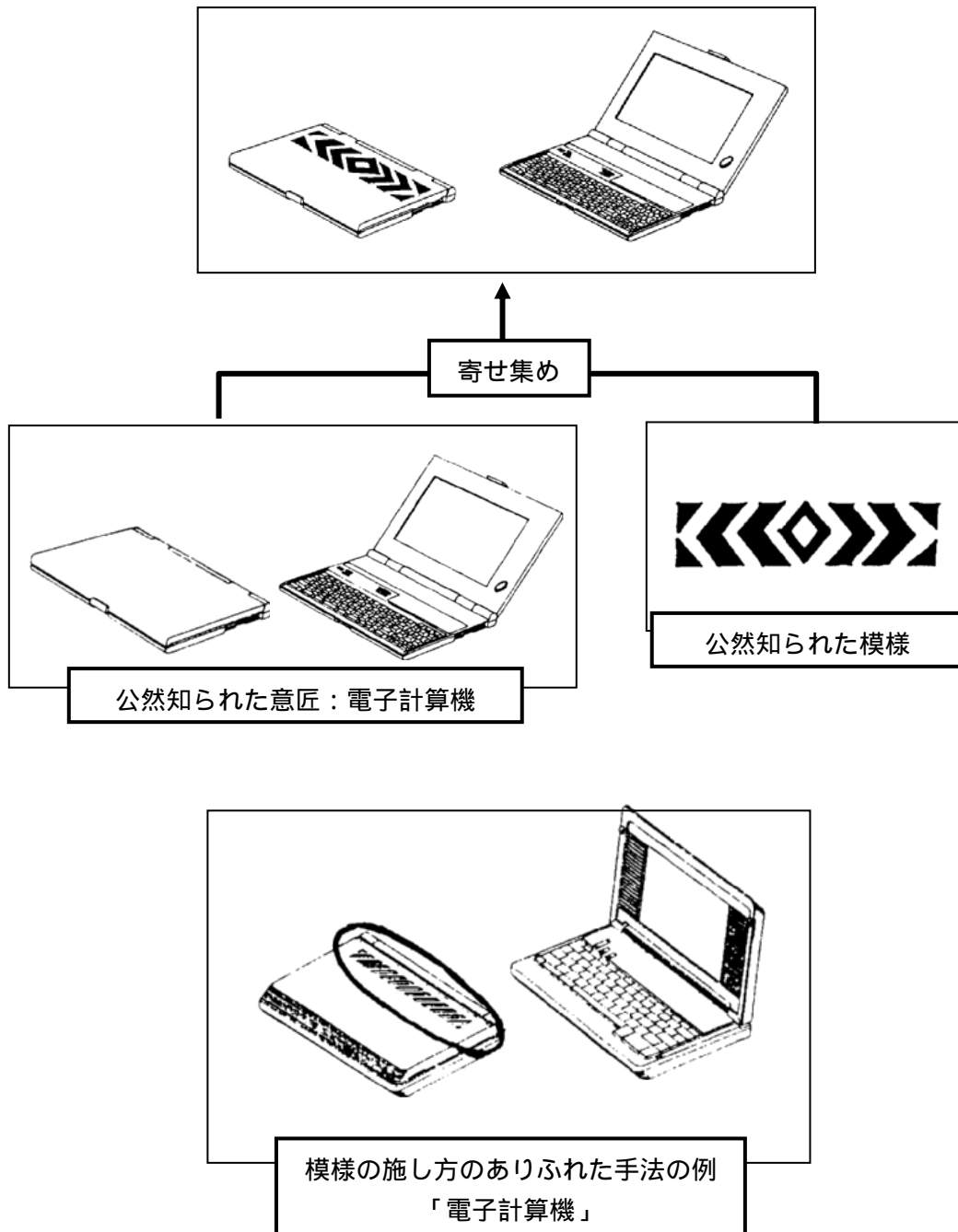


【事例2】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

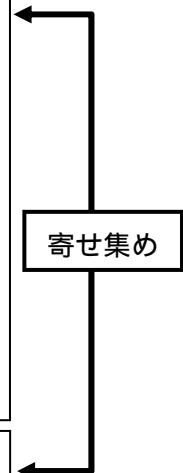
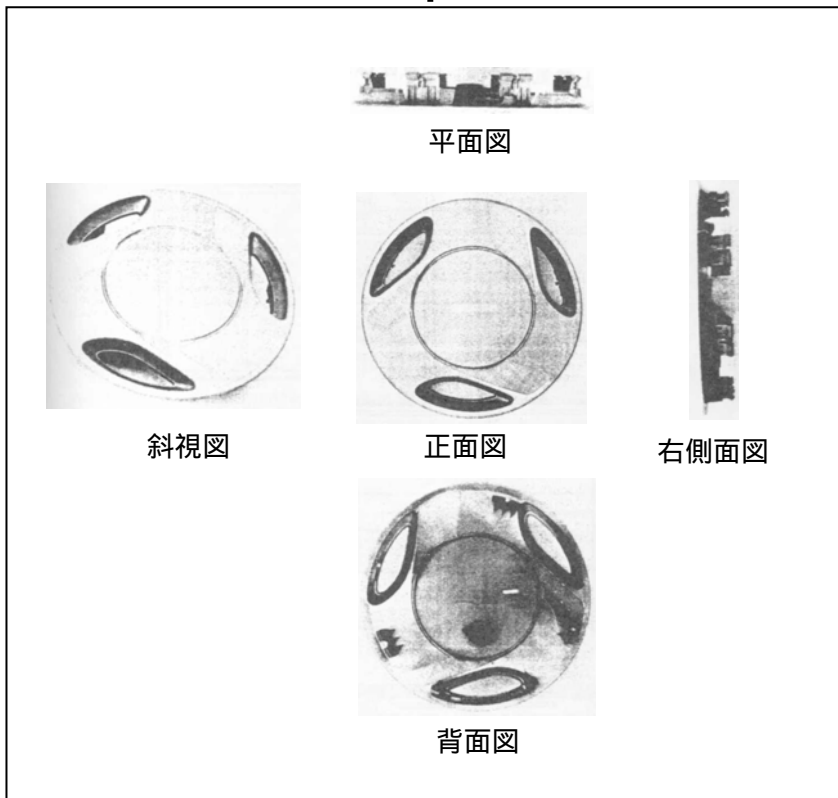
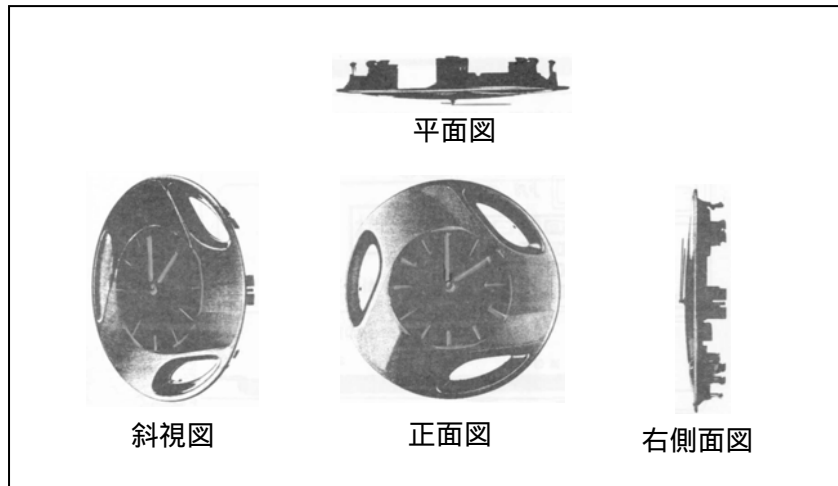


【事例3】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、及び略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」



中央にはめ込まれた時計は、広く知られた意匠である。

23.5.3 配置の変更による意匠

公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

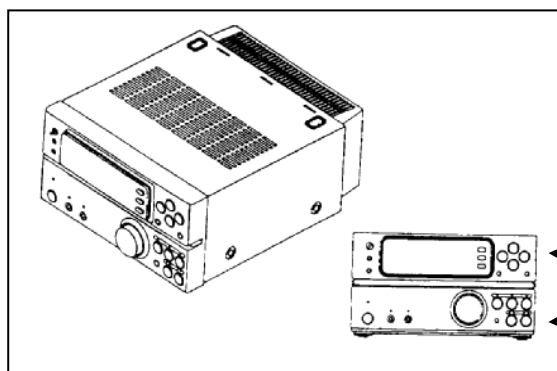
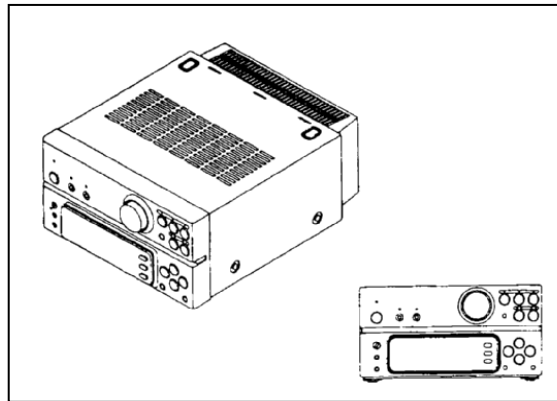
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付増幅器」



配置の変更

公然知られた意匠：イコライザー付増幅器

23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

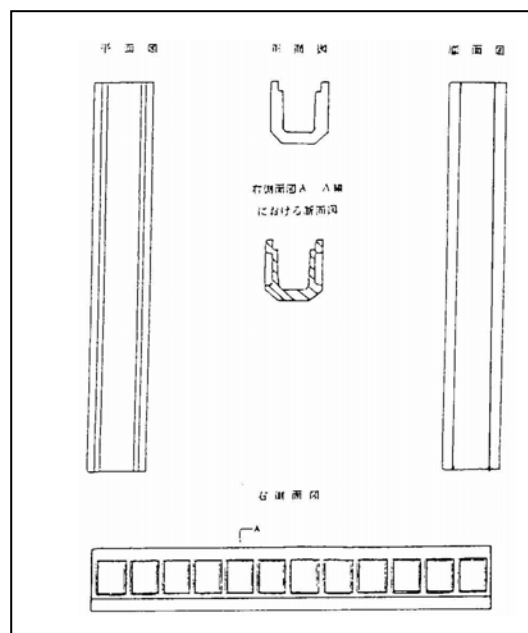
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

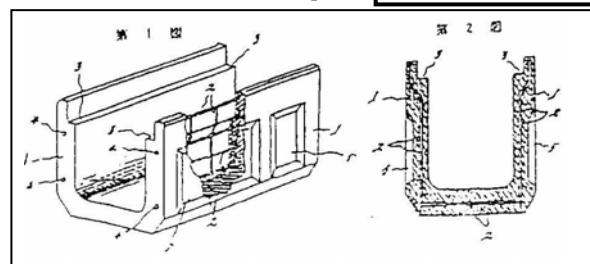
同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を有する側溝ブロック等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「側溝用ブロック」



繰り返し連続する構成要素の単位数を増加



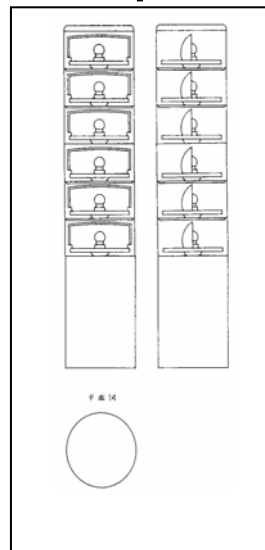
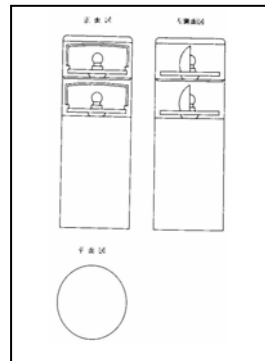
公然知られた意匠：コンクリート製排水側溝

【事例2】

その意匠の属する分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の積み重ねの数は二段である。



繰り返し連続する構成要素の単位数を減少

公然知られた意匠：回転警告灯

警告灯単位体の積み重ねの数は六段である。

23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合(広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。)をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したという当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠

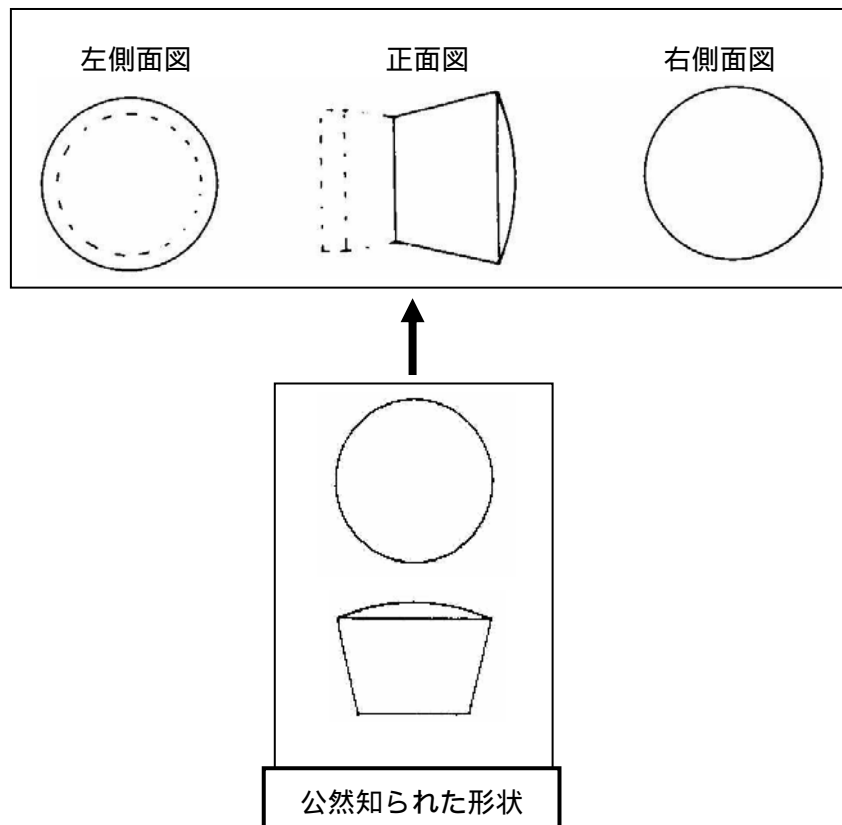
公然知られた形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、その先端を様々な幾何的形状とすることは通常行われている手法である。

出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」(部分意匠)



23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠

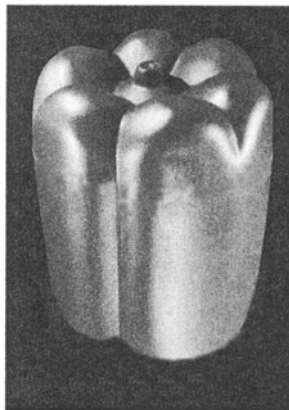
自然物（動物、植物又は鉱物）並びに公然知られた著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模することは通常行われている手法である。

出願の意匠

「ペーパーウエイト」



【容易に創作できたものとはいえない事例】

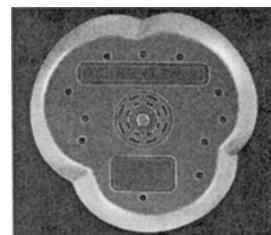
以下の「培養土用容器」の意匠は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

出願の意匠

「培養土用容器」



斜視図



底面図

23.5.6 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠。

このような意匠は、当該転用の基礎となった公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

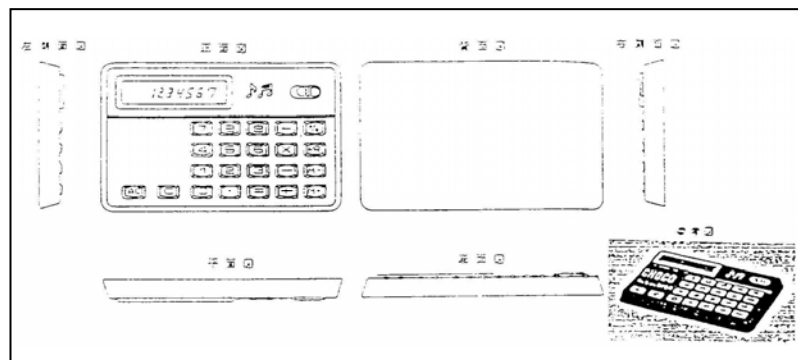
転用とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をそれとは非類似の物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的又は経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその意匠の属する分野において常態化している変形を加えたものをも含む。

【事例1】

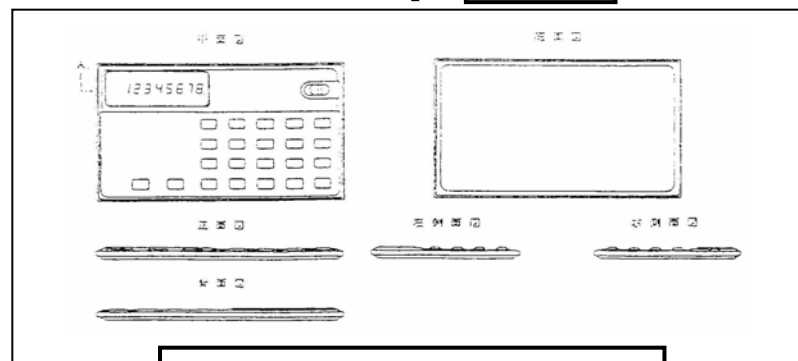
その意匠の属する分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「チョコレート」



転用



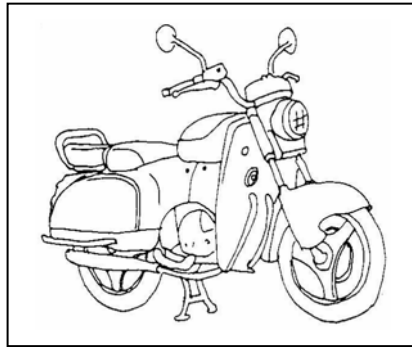
公然知られた意匠：卓上電子計算機

【事例2】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「オートバイおもちゃ」



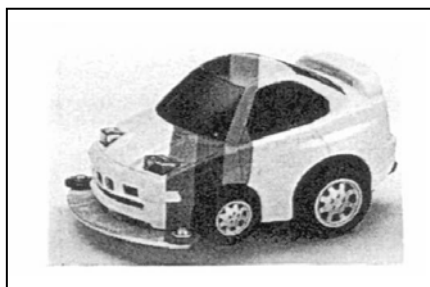
転 用



公然知られた意匠：自動二輪車

【容易に創作できたものとはいえない事例】

以下の「自動車おもちゃ」の意匠は、当業者にとって商慣行上通常なされる程度の変形を超えているため、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。



23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合、例えば、頒布された刊行物に記載された公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該公然知られた意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該公然知られた意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該公然知られた意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要する。

したがって、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係

意匠法第3条第2項は、「（前項各号に掲げるものを除く。）」と規定していることから、意匠法第3条第2項の規定は、意匠登録出願に係る意匠が、ある公然知られた意匠に対して意匠法第3条第1項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

24 関連条文

意匠法

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

24.1 意匠法第3条の2の規定

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに登録された場合には、この規定による拒絶の理由にはあたらないとしている。

24.1.1 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について

意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第3条の2の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

- （1）意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報（登録意匠公報）
- （2）意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について

意匠法第3条の2に規定する意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記

載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第3条の2の規定の趣旨に反することから、上記のように取り扱うこととする。

24.1.3 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他必要な図（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合

部分意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠の意匠登録出願の場合は、組物を構成する物品（以下

「構成物品」という。)に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、また構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、あるいは構成物品を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図についても、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.4 意匠の一部について

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいい、意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を観念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の全体意匠が、先願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の全体意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似する。

24.1.6 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

意匠法第3条の2本文の規定により意匠登録を受けることができない出

願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶の理由に該当しない。

24.1.6.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であるか否かの判断は、当該適用の判断時、すなわち、査定の際又は拒絶の理由の通知書の送達時における、それぞれの願書の意匠登録出願人の記載に基づいて行う。したがって、当該適用の判断時以外の時における出願人の異同及び意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願に係る意匠権者との異同については、当該適用の判断において考慮しない。

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいう。

24.1.6.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

24.1.7 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出版された意匠登録出願（ただし書の規定を適用するものを除く。）に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

24.1.7.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな

な意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものみなされる。

ただし、意匠法第3条の2の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

24.1.7.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

24.1.7.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期

意匠法第3条の2の規定による拒絶の理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

なお、秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後に、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶の理由を通知をすることとし、それまでは待ち通知を発する。

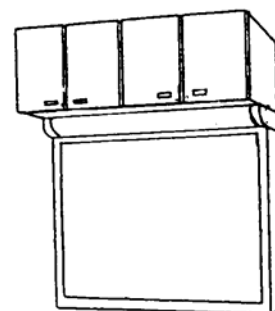
24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例

先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

先願に係る意匠として開示された意匠
「洗面化粧台」

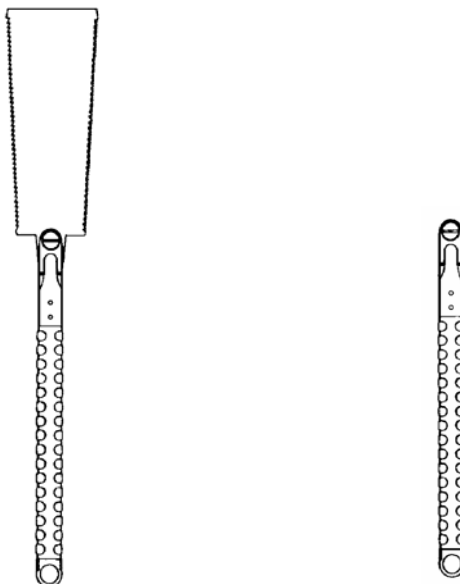
全体意匠の意匠登録出願
「洗面化粧棚」



【適用できる事例2】

先願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」

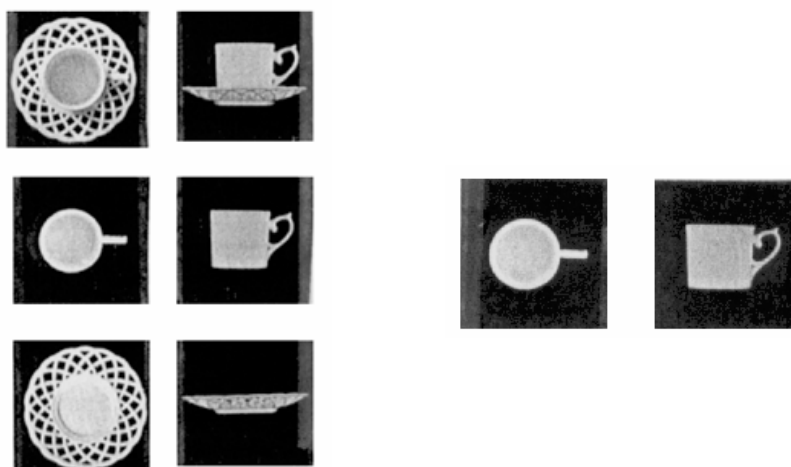


先願が分離できる物品に係る意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

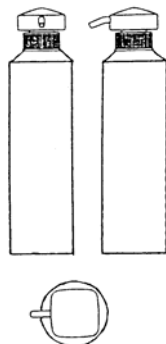
先願に係る意匠として開示された意匠
「コーヒーわん及び受け皿」

全体意匠の意匠登録出願
「コーヒーわん」

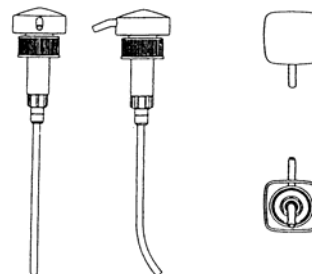


【適用できない事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「噴霧器」



全体意匠の意匠登録出願
「噴霧器の押し出しポンプ」



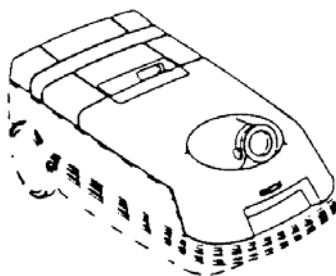
(補足説明)

後願の全体意匠の全体の形態が、先願に係る意匠として開示された意匠の中に
対比可能な程度に十分表れていない。

先願が部分意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

先願に係る意匠として開示された意匠
「電気掃除機本体」



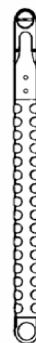
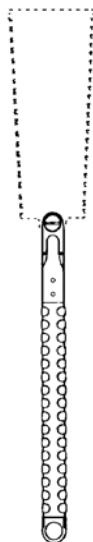
全体意匠の意匠登録出願
「電気掃除機用ホース取付口」



【適用できる事例2】

先願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」

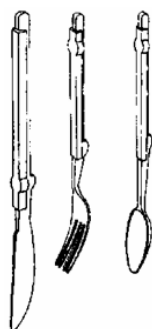


先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の中の一の構成物品に係る意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「一組の飲食用ナイフ、フォーク
及びスプーンセット」

全体意匠の意匠登録出願
「飲食用スプーン」



〔経過措置〕

改正法の附則

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対しては、改正法が適用される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第10条の2第2項（同法第13条第5項で準用する場合を含む。）又は同法第17条の3第1項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第4条Bの規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

第3部 新規性の喪失の例外

31 関連条文

意匠法

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

31.1 意匠法第4条第1項及び第2項の規定

創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知の意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から6か月以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、当該公開意匠を公知の意匠ではないとみなすものである。

意匠法第4条第1項及び第2項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用する。

31.1.1 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件

意匠法第4条第1項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、以下のいずれかの意匠に該当するに至ったものであることが必要である。

- (1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- (2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

31.1.2 意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項

上記 31.1.1「意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件」を満たし

ているか、以下のすべての事項が書面により明示されるとともに証明されているかを確認する必要がある。

31.1.2.1 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたことが要件の一部であることから、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、その事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開される場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が考えられる。

いずれにしても、どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.3 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあっては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一部であることから、上記 31.1.2.1「公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、公開時における公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。

公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.4 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日から6か月以内に出版されていること

この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日から6か月以内に意匠登録出願されていなければならない。

31.1.3 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続に関する時期的要件

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第4条第1項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第4条第3項に規定していない。

したがって、当該意匠登録出願の意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第3条第1項第3号の規定により拒絶の理由が通知された際に、その規定の適用の基礎となる資料が公開意匠であったことから、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時に、書面により上記31.1.2「意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項」の要件を満たす事実を明示すると共に証明すればよい。

なお、意匠登録出願人は、意匠登録出願前に上記31.1.2「意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項」の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

31.1.4 意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件

意匠法第4条第2項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、以下のいずれかの意匠に該当するに至ったものであることが必要である。

- (1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- (2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

31.1.5 意匠法第4条第2項の規定を適用するための確認事項

上記の要件を満たしているか、以下のすべての事項が、意匠登録出願の日から30日以内に提出された証明する書面により明示されると共に証明されているかを確認する必要がある。

31.1.5.1 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開されたことが要件の一部であることから、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、その事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.2 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知の意匠に該当するに至った事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.3 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあつては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一であることから、上記31.1.5.1「証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該意匠登録出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.4 当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること

この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日

から6か月以内に意匠登録出願されていなければならない。

31.1.6 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

- (1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出（意匠法第4条第3項）あるいは願書にその旨を記載（意匠法施行規則第19条第2項で準用する特許法施行規則第27条の4）
- (2) 電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて、意匠登録出願の願書にその旨を記録（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）
- (3) その意匠登録出願の日から30日以内に、公知の意匠に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出（意匠法第4条第3項）
- (4) 意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文

意匠法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

41.1 意匠法第5条の規定

公の秩序や風俗を維持すること、あるいは産業発展を阻害する要因を排除することは、公益上の理由から重要なことであって、これに反する性質のものを法律で保護すべきではない。新規性及び創作非容易性を有し、かつ工業上利用することができる意匠に該当する意匠である等の意匠登録の要件を満たすものであっても、意匠登録の査定時点において、以下のいずれかに該当する場合は、意匠登録を受けることができない。

- (1) 公序良俗に反する意匠 (→41.1.1、41.1.2)
- (2) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 (→41.1.3)
- (3) 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠 (→41.1.4)

41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章(類似するものを含む。)等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれが多く、公の秩序を害するおそれがあるものと認められるので、このような意匠は、意匠登録を受けることができない。

ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗等のように公の秩序を害するおそれがないと認められる場合は含まれない。

41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について

健全な心身を有する人の道德観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等は、善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について

他人の著名な標章やこれとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれが多く、その意匠は他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれが

あるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について

物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与するのと同様の結果を招くこととなるため、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。

41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型

以下の、いずれかに該当する意匠は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められる。

(1) 物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状(必然的形状)からなる意匠

意匠登録出願に係る意匠が必然的形状に該当するか否かは、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能を体現している形状のみに着目して判断することとするが、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。

必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

(2) 物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状(準必然的形状)からなる意匠

物品の互換性の確保等(技術的機能の確保を含む。)のために、物品の形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化された形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用は、形状に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に限ることとする。

したがって、例えば、事務用紙(紙の原紙寸法 JIS P 0202)、日用紙(封筒 JIS S 5502)、記録媒体(コンパクトディスクオーディオシステム JIS S 8605)は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第5条第3号の規定は適用しない。

41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例

以下に該当するものは、物品の互換性確保等のために標準化された規格に該当する。

(1) 公的な標準

財団法人日本規格協会が策定する J I S 規格(日本工業規格)、I S O (国際標準化機構)が策定する I S O 規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(2) 事実上の標準(デファクト・スタンダード)

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

第5部 一意匠一出願

51 関連条文

意匠法

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

意匠法施行規則

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

別表第一 備考

- 一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

様式第2〔備考〕

- 39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

51.1 意匠法第7条の規定

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

意匠法第7条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第6条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受

けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400 余りの物品の区分を単に50音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを65の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- (1) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
 - (2) 総括名称を用いたもの
 - (例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
 - (3) 構造又は作用効果を付したもの
 - (例、何何装置、何何方法)
 - (4) 省略された物品の区分
 - (例、8ミリ)
 - (5) 外国文字を用いたもの
 - (6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
 - (7) 用途を明確に示していないもの
 - (例、ブロック)
 - (8) 組(意匠法施行規則別表第二(以下「別表第二」という。)によらないもの)、セット、一揃、ユニット(歯科用ユニットを除く。)、一對、一足等の語を用いたもの
 - (9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの
 - (10) 材質名を付したもの
 - (例、何何製)
- ただし、普通名称化している場合は除く。

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
 - (2) 二以上の物品の図面を表示した場合(数個の物品を配列したものを含む。)
- ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7.1「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

第6部 先願

61 関連条文

意匠法

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

61.1 意匠法第9条の規定

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではない。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものである。

61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願がされたとき、あるいは同日に全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされたときは、仮にそれぞれの意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が同一であっても、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とは、いずれの場合も意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用については判断しない。

61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。また、(5)に該当するものは、意匠登録出願でないものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願
- (5) 冒認出願(意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を承継しない者がした意匠登録出願)

61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知の意匠と全体意匠との類否判断が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.3.1「公知の意匠と全体意匠との類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第9条第1項又は第2項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠について同一又は類似であるかを判断するものである。

したがって、ある意匠が他の意匠の中に具体的に識別できる場合であっても、意匠法第3条第1項第2号の刊行物に記載された意匠(第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」(1)「新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例」参照)において認められたような、ある意匠と他の意匠の一部との間においては、同一又は類似を判断しない。

61.1.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、

いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第1項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。ただし、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠であっても、当該本意匠及びこれを本意匠とする関連意匠以外に、類似する先の意匠登録出願に係る登録意匠がある場合には（これらに基づく意匠法第9条第1項の規定によるすべての拒絶の理由に対して、同時に意匠法第10条第1項の規定による救済を受けられないため）、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができない。

61.1.7 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第5項の規定による協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.8 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第5項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第5項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。

61.1.9 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、最先の意匠登録出願に係る一の意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

61.1.10 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。)の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。ただし、後の意匠登録出願に係る意匠が、先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠に類似し、これらの中に一の本意匠とその関連意匠以外の登録意匠が含ま

れる場合には、後の意匠登録出願に対し、これら複数の意匠登録出願を意匠法第9条第1項の規定による拒絶の理由として通知し拒絶する。

後の意匠登録出願が、最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されているが、関連意匠の意匠登録出願ではない場合には、最先の意匠登録出願を意匠法第9条第1項の規定による拒絶の理由として通知し、この意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠に補正されれば登録する。

最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日と同じ日に出願された意匠登録出願は意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。（ただし、同じ日であっても公報発行が出願前であることが明らかな場合には意匠法第3条第1項の規定により拒絶する。）

先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

61.1.11 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

（１）他人による意匠登録出願である場合

意匠法第9条第5項の規定により各意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。

指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めたいの意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願に対して、出願取下げ又は出願放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合は協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第9条第6項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

（２）同一人による意匠登録出願である場合

意匠法第9条第5項の規定により意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。ただし、その長官名の協議指令と同時に意匠法第9条第2項後

段の規定に基づく拒絶の理由を通知する。これは、同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取り扱うこととする。

指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、指定期間内に協議の結果の届出があったが、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願について、先に通知した意匠法第9条第2項後段の規定による拒絶の理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

61.1.11.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

(1) 協議対象のいずれか一の意匠登録出願人を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの

双方が自らを定める届出

双方が協議相手を定める届出

(2) 協議対象の一の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの

存在しない意匠を本意匠として選択する届出

非類似の意匠、出願日の異なる意匠登録出願に係る意匠、意匠登録出願人が異なる意匠登録出願に係る意匠のいずれかの意匠を本意匠として選択する届出

関連意匠の意匠登録出願に係る意匠を本意匠として選択する届出

複数の意匠を本意匠として選択する届出

61.1.11.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、各意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直

ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないものとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待たなければならない。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第9条第6項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、協議が成立しなかったものとはみなさない。

61.1.12 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

61.1.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

様式第8〔備考〕

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、全体意匠の意匠登録出願をする場合と同様に、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破

線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

(4)「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定により図面等を作成する。

(1)一組の図面

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

(2)図の省略

図の省略が認められるのは、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略、意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られている。

したがって、例えば、底面図に「意匠登録を受けようとする部分」が全く表れない場合であっても、そのことを理由に底面図を省略することはできない。

(3)「意匠登録を受けようとする部分」の特定

立体的なものについて部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定によれば、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」が特定されていなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、例えば、断面図、斜視図、使用状態を示す参考図等において特定することは認められない。

ただし、部分意匠の意匠登録出願において「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合に、一組の図面の他に断面図を加えないと作図上当該部分を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていないなければならない。(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」

(2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」 参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を

受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な大きさをいう。なお、大きさについては、絶対的な一の大きさ（寸法）を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。（第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11.1「意匠法第6条の規定」参照）

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ（面積比）をいう。

（４）「意匠登録を受けようとする部分」の形態

「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、「意匠登録を受けようとする部分」の認定の基礎となる図面は、原則、一組の図面であるが、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、一組の図面及び断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）

部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| （１）工業上利用することができる意匠であること | （→71.4.1） |
| （２）新規性を有すること | （→71.4.2） |
| （３）創作非容易性を有すること | （→71.4.3） |
| （４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと | （→71.4.4） |

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→71.4.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→71.4.1.3)

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→71.4.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)
- (5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること (→71.4.1.1.6)

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

(1) 物品と認められるものの例

部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの

部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

(2) 物品と認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

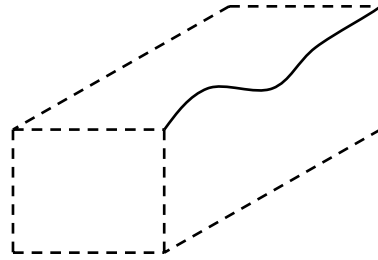
71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。

(1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもので稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

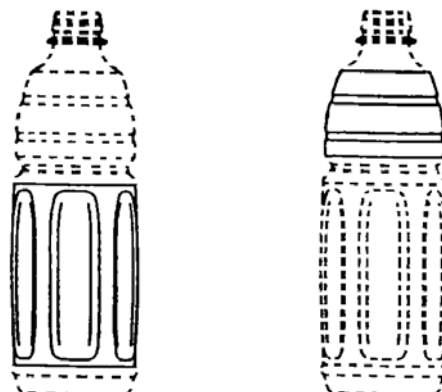
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】「包装用容器」 【事例2】「包装用容器」



(2)「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の から についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

部分意匠の意匠に係る物品

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

「意匠登録を受けようとする部分」の形態

また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠

が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

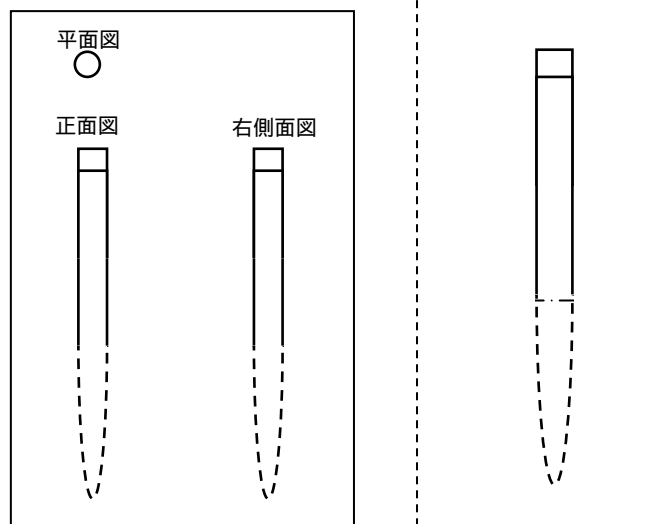
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記 71.4.1.1.5「一定の範囲を占める部分であること」参照)

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】「柵用支柱」

望ましい作図方法による

拡大正面図



(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、かつ「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書に添付した図面の各図が実線と破線とにより記載されているときのように、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない場合
部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」を一組の図面以外の図面のみにより特定している場合(例えば、斜視図のみで特定しているもの)

() 一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを描き分けずに、願書の「意匠の説明」の欄において文章で「意匠登録を受けようとする部分」を特定している場合

「その他の部分」の形態が明らかでない場合

破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならないことから、意匠が具体的でないものとなる。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に、図面において「意匠

登録を受けようとする部分」がどのように特定されているかについての記載がない場合

71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部

分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記 から について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の

当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。

ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。

大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。

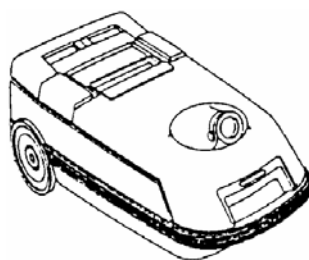
位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

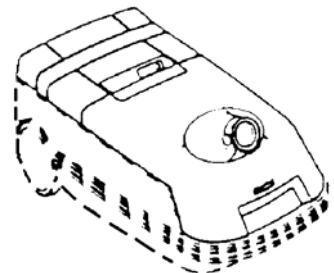
【事例1】公知の意匠

「電気掃除機本体」

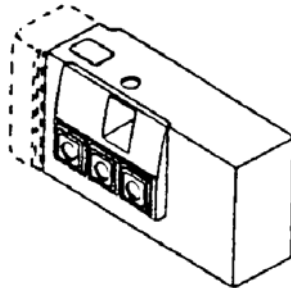


部分意匠の意匠登録出願

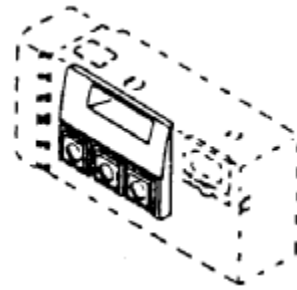
「電気掃除機本体」



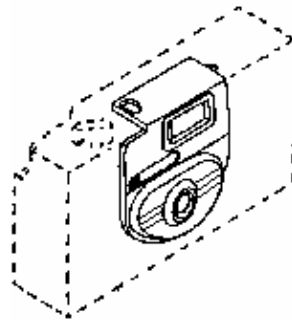
【事例2】公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例3】公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



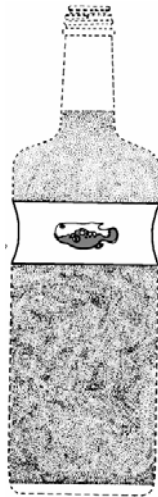
部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」



(注)

「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

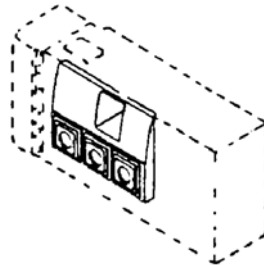
【事例4】公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)



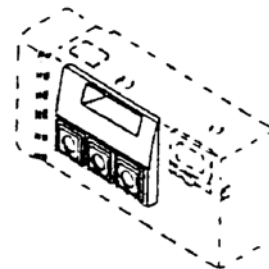
部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



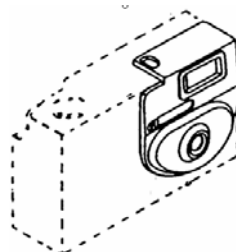
【事例5】公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



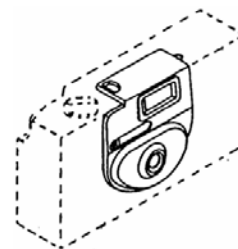
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例6】公知の意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること(先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場

合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例
意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記71.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠法第5条第1号及び第2号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例
部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

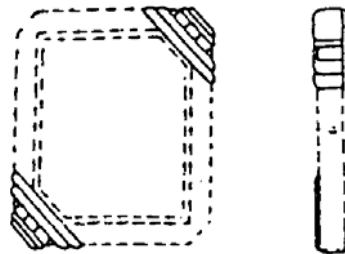
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



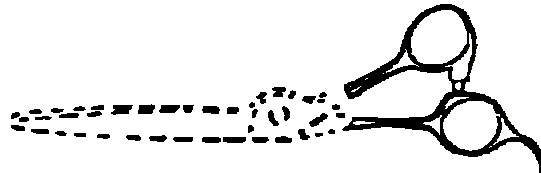
【事例2】「TEEシャツ」



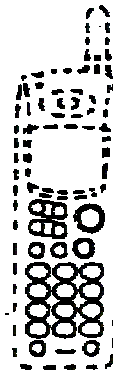
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」



【事例2】「携帯電話」



71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること
 「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、
 大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範
 囲内のものであること

なお、上記 から について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通
 点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能につい
 て、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部
 の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそ
 れぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

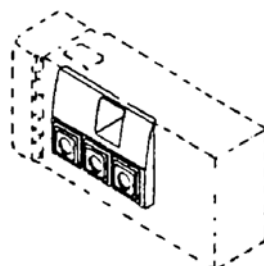
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知
 の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判
 断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠
 の意匠登録出願の例

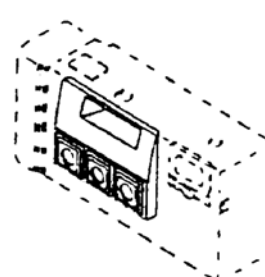
【事例1】先願に係る部分意匠の
 意匠登録出願

「カメラ」

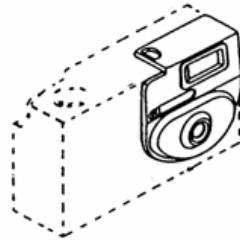


部分意匠の意匠登録出願

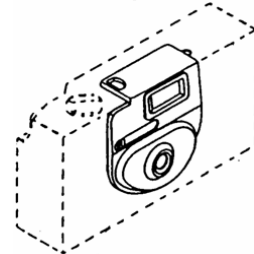
「カメラ」



【事例2】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願
「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに
出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記71.9.1.1「意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例1及び事例2において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（部分意匠の意匠に係る物品、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 願書の「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 願書の「部分意匠」の欄を削除する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がある場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

(2)「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3)「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記

71.7.1.2「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合(例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合)には、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」を参照されたい。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合

- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第 2 章 組物の意匠

72 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
（第 2 項ないし第 4 項略）

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

72.1 組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第 8 条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び構成物品（注）が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

（注）

構成物品とは、第 2 部「意匠登録の要件」第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」24.1.3.3「組物の意匠の意匠登録出願の場合」に記載したように、組物を構成する物品をいう。

72.1.1 組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （１）願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること（→72.1.1.1）
- （２）構成物品が適当であること（→72.1.1.2）
- （３）組物全体として統一があること（→72.1.1.3）

72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規

定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、組物の構成物品表（第 11 部 別添参照）において組物ごとに定められたものとする。

すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。

各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものの場合には、構成物品が適当なものと取り扱う。

なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものと取り扱う。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

（１）構成物品が適当であるものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、かつ以下に該当するものは構成物品が適当であるものと認められる。

願書に添付された図面等に、組物の構成物品表に定められた構成物品（以下「定められた構成物品」という。）のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載されているもの

願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載され、かつそれ以外の他の物品に係る意匠が記載されている場合に、その加えられた物品が定められた構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品であると認められるもの

（２）構成物品が適当であると認められないものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が

記載されているが、以下に該当するものは構成物品が適当であるものとは認められない。

願書に添付された図面等に、定められた構成物品以外の他の物品に係る意匠のみが記載されているもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されていないもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されているが、不適切なその他の物品に係る意匠も記載されているもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていない場合、あるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないもの

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

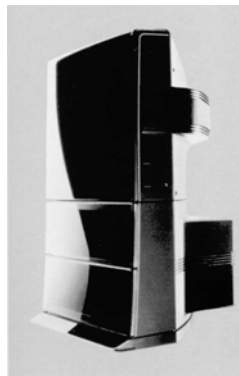
- (1) 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.1)
- (2) 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.2)
- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.3)

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

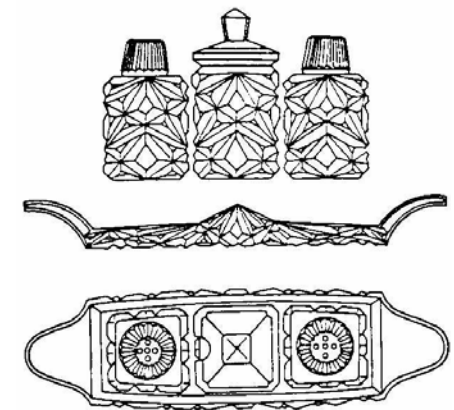
(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例1】「一組のテレビ受像器セット」

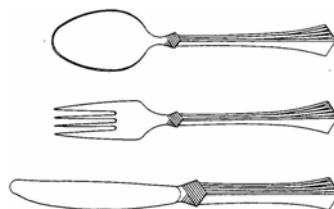


【事例2】「一組の薬味入れセット」

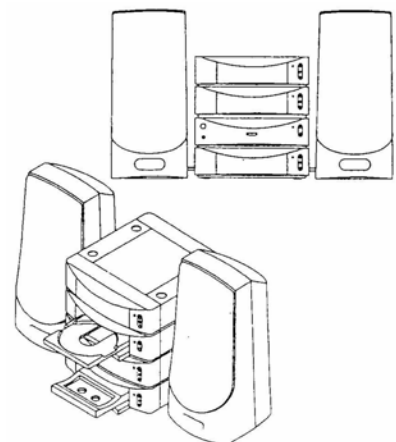


構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例1】「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」



【事例2】「一組のオーディオ機器セット」



(2) 模様による統一があると認められる場合

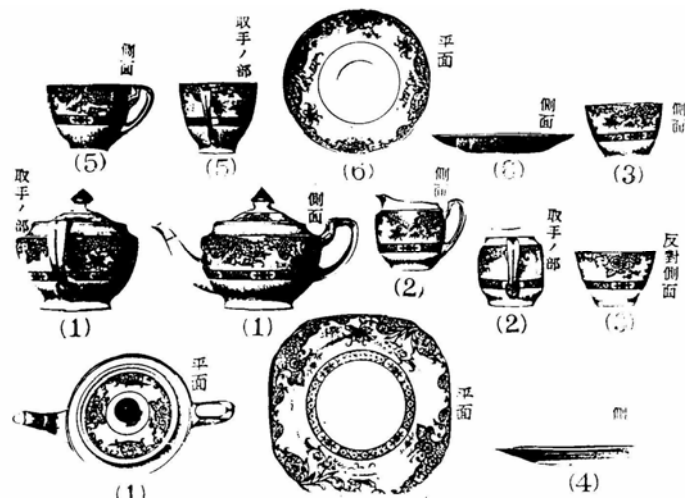
同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」



同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」



(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

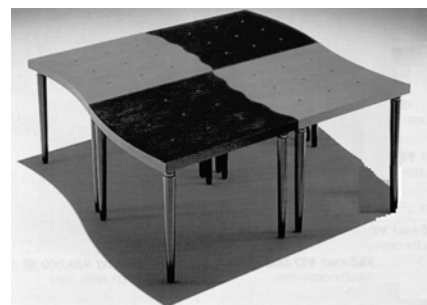
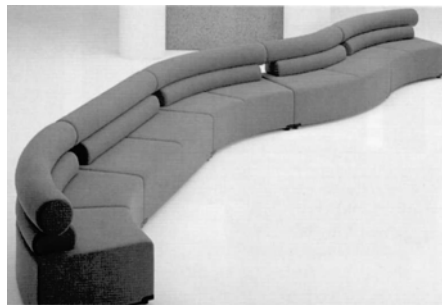
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例1】「一組のいすセット」

【事例2】「一組のテーブルセット」

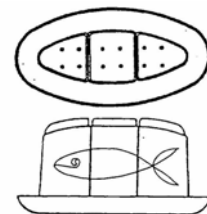
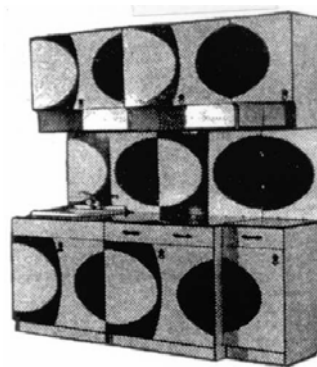


(2) 模様による統一があると認められる場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例1】「一組の台所セット」

【事例2】「一組の薬味入れセット」

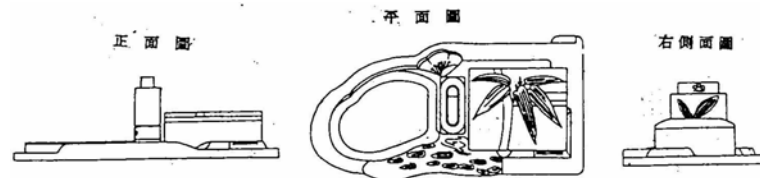


(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」



72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠の保護の目的が組物全体としての統一ある美感にあることから、物品の部分に係る創作を評価する部分意匠を含むものは、組物の意匠として保護すべきではない。そのような趣旨から、意匠法第8条に規定する物品は、物品の部分を含まないことが意匠法第2条に定義されている。

したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

意匠法第8条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願は、組物全体として、意匠法第3条第1項柱書（意匠法第2条も含む。）新規性（意匠法第3条第1項）創作非容易性（意匠法第3条第2項）先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第5条）先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

なお、上記の各条文の規定の適用についての判断基準は、全体意匠の判断基準が適用されるため、該当する各条文を参照されたい。

72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨

組物の意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されているときに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」,「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていないときあるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、不適切なその他の物品に係る意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

(3) 組み合わせされた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 1 章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第3章 関連意匠

73 関連条文

意匠法

- 第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日以前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。
- 2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 3 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
- 4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

- 2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

- 2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- 3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定

したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

73.1 関連意匠とは

意匠法第9条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしているが、デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態がある。

これらバリエーションの意匠については、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっている。

73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第10条第1項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けることができるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
（→73.1.1.1）

（2）本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること（→73.1.1.2）

（3）本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

（→73.1.1.3）

73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

意匠登録出願は、本意匠に類似する自己の意匠について関連意匠として意匠登録を受けることができるものであることから、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人と同一でなければならない。なお、審査における判断は査定時であるが、設定登録時においても同一であることを要する。また、本意匠について意匠権の設定の登録がされている場合は、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠権者と同一の者でなければならない。

73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならない。したがって、当該意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る1回目の意匠公報）が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく1回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての
新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日と本意匠の出願日とが同日であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定

により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

〔経過措置〕

意匠法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）

附則

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号）

（関連意匠の意匠権に関する経過措置）

第一条 意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新意匠法」という。）第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠（同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。）の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条 新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後に
出願された関連意匠の意匠登録出願に対しては、改正法附則第 2 条の規定に
基づき改正法第 10 条第 1 項が適用され、関連意匠の意匠登録を受けること
ができる。この場合における関連意匠の権利の存続期間は、同法第 21 条第 2
項の規定に基づき、本意匠の登録の日から 20 年となる。ただし、当該本意
匠の意匠権の存続期間は、旧意匠法第 21 条第 1 項の規定に基づき、本意匠
の登録の日から 15 年となり、本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無
効審決の確定を理由とするのではなく、存続期間の終了を理由として消滅す
るものとなる。この場合についても、意匠法等の一部を改正する法律の施行
に伴う経過措置を定める政令第 1 条又は第 2 条の規定に基づき、意匠権の移
転、専用実施権の設定は制限される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係
る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係
る出願に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項(同法第 13 条第 5 項で準用す
る場合を含む。)又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認めら
れたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である
場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約
第 4 条 B の規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、
改正法が適用される。

第4章 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【○○断面図】」、「【○○切断部端面図】」、「【○○拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について

意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。

（１）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（２）操作の用に供される画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。

（３）当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること

「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。

したがって、物品の本来的な機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第2条第2項に規定する保護の対象とならない。

（注）

「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。

（当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であつて、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。）

多機能物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような多機能物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

（４）当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

【事例】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

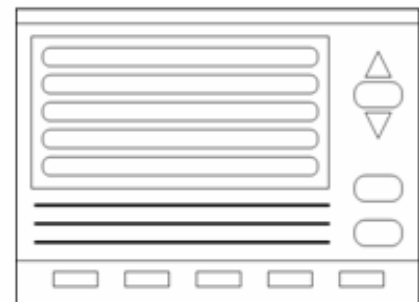
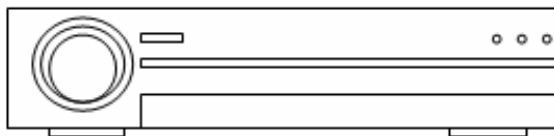
表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例)

録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

74.2 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄(部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載(部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又、操作方法について説明を記載する。

(5) 画像を含む意匠登録出願における図面等の記載

一組の図面

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とするとはできない。

他の表示機器等に表示される画像の図

その物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

図の省略

図の省略が認められるのは、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略、意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られる。

したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、一組の図面を省略することはできない。すなわち、【画像図】のみの意匠登録出願は認められない。

参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、【画像図】の他に操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（1）意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2)「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3)「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であること
「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。

- (2) 当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること
実際に当該物品がその機能に従って働いている状態を保護対象に含まないことを意味し、その物品の使用の目的を達成した状態が機能を発揮

した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中や電子メールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の操作に用いられる画像を含まない。

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができない。

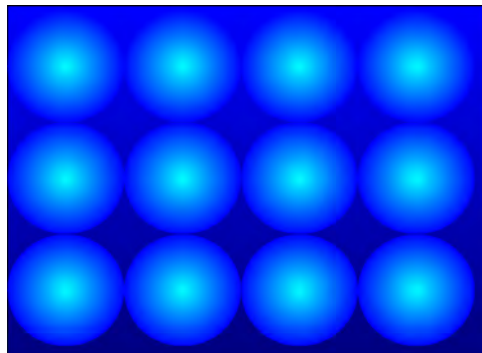
(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

映画の一場面の画像

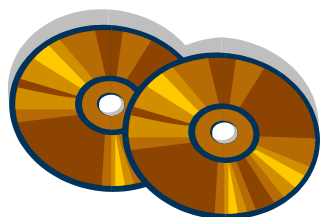


記録媒体に記録された画像

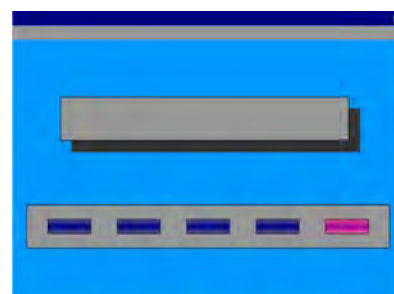
記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



「コンパクトディスク」



コンパクトディスクに記録された画像

（２） 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

〔機能を発揮している状態の画像〕

電子計算機の取扱い

電子計算機は、「情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）」がその機能と解する。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象とならない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

電子計算機により表示される画像

（OSにより表示された画像）



（インターネットを通じて表示された画像）

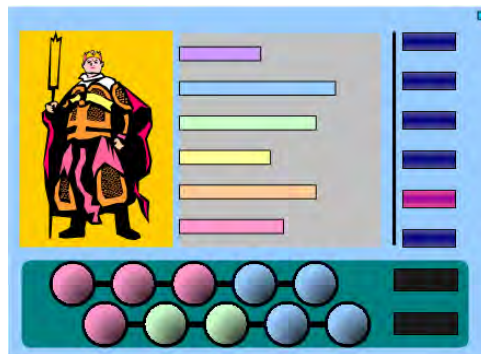


ゲーム機の実取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像



74.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の から についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

画像を含む意匠の意匠に係る物品

「画像」の用途及び機能

部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にすることは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠

に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
「画像」全体の形態が表されていない場合

意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合（画像のみしか表されていない場合）

「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合（部分意匠の場合）

「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

74.4.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規

性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

74.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

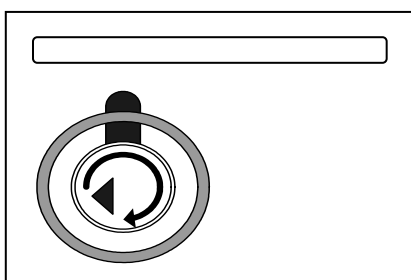
74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われるが、下記の事例については類似するものと認められる。

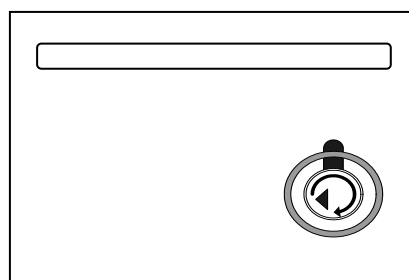
【事例1】

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

【画像図】

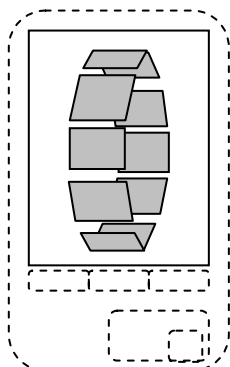


「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

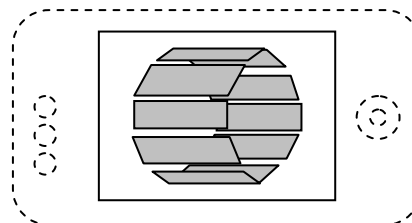
【事例2】

【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

【正面図】

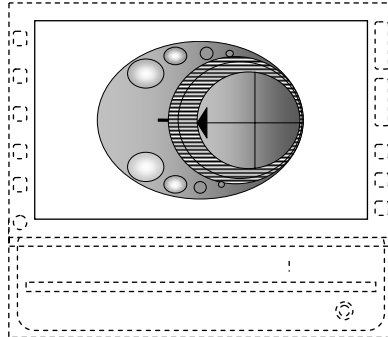


「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

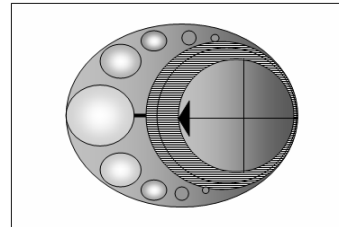
【正面図】



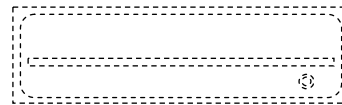
「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲に
特段の特徴が認められない

【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評価
をしない

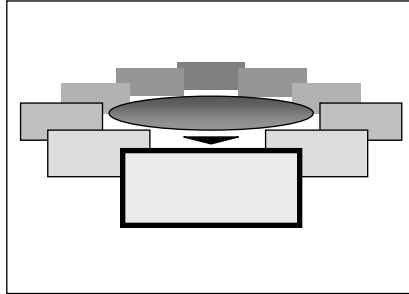
説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例4】

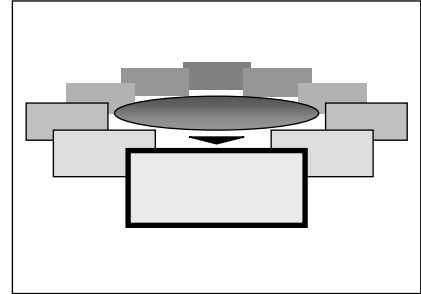
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

静止画像

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

操作によって変化する画像



中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、静止画像と操作によって変化する画像との類否判断は、変化する画像
の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行います。

74.4.3 創作非容易性

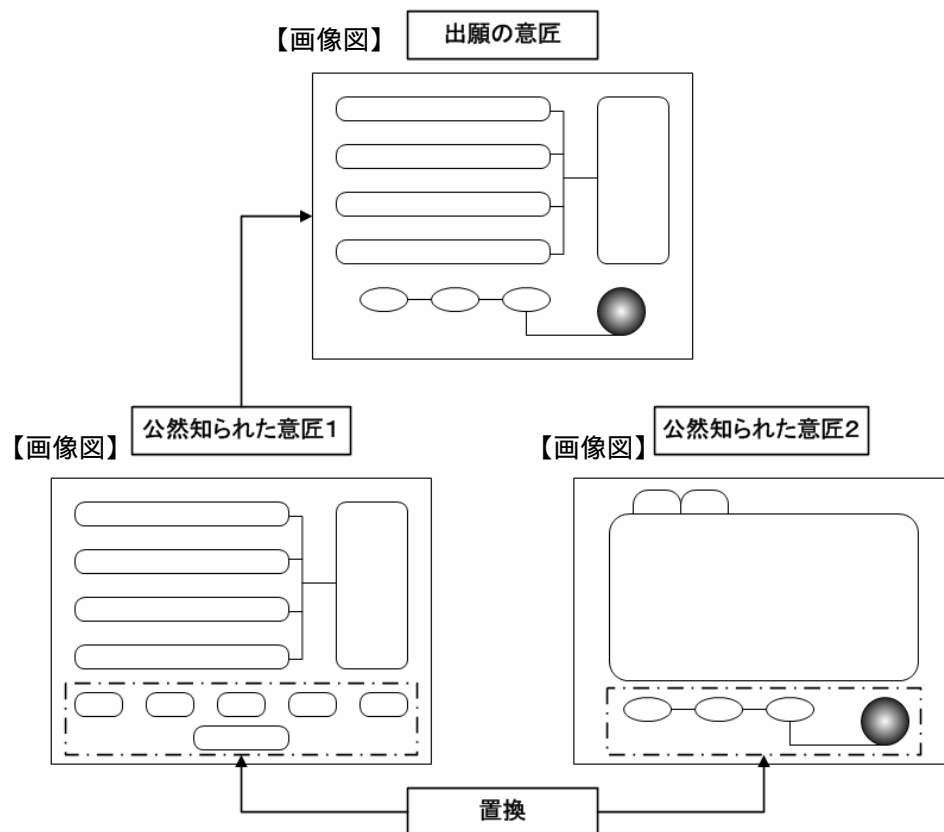
判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

置換の意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。

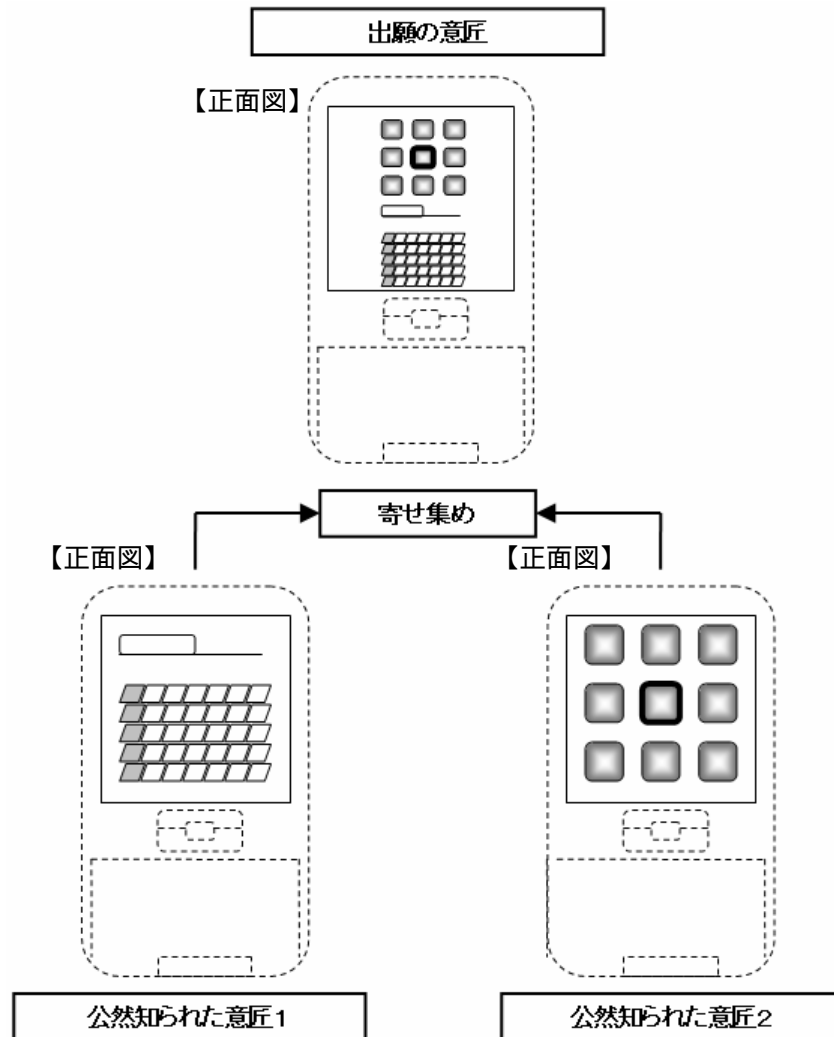


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

寄せ集めの意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

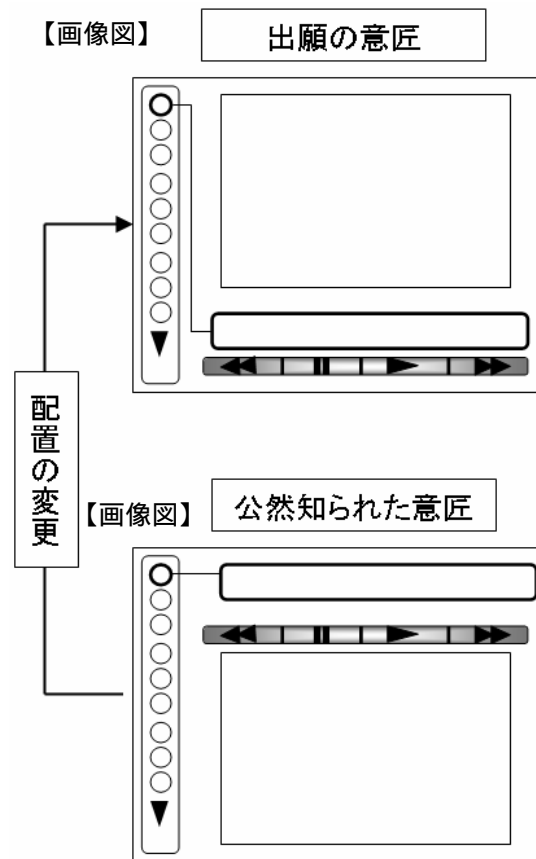


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

配置の変更による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。

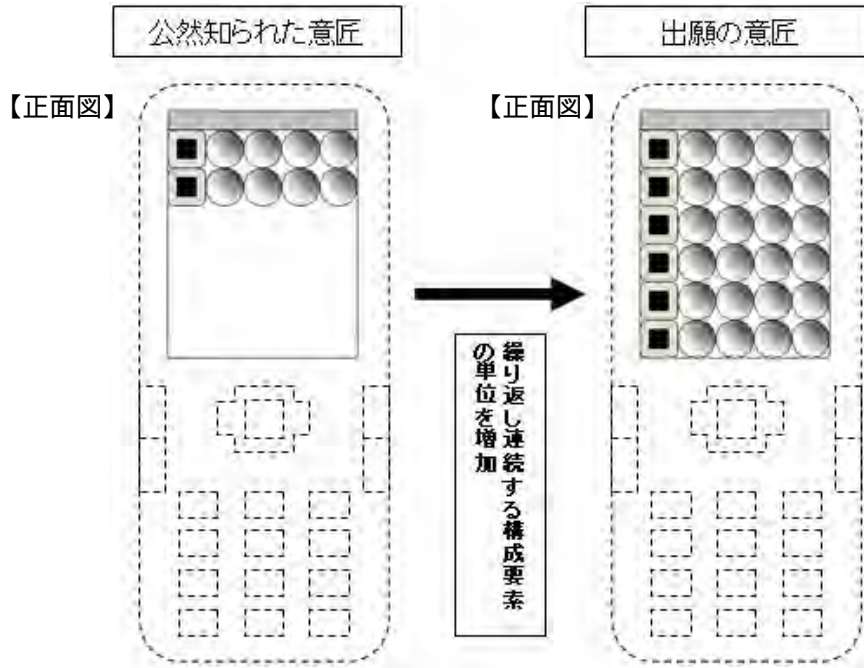


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。

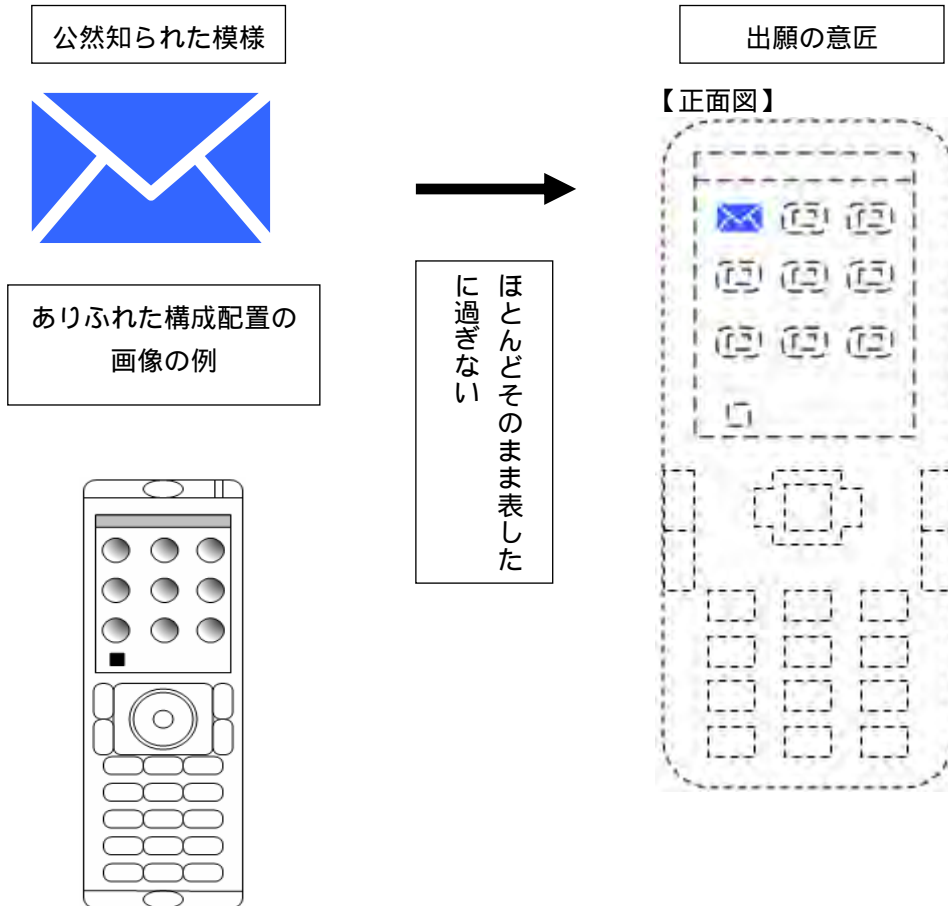


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例1】

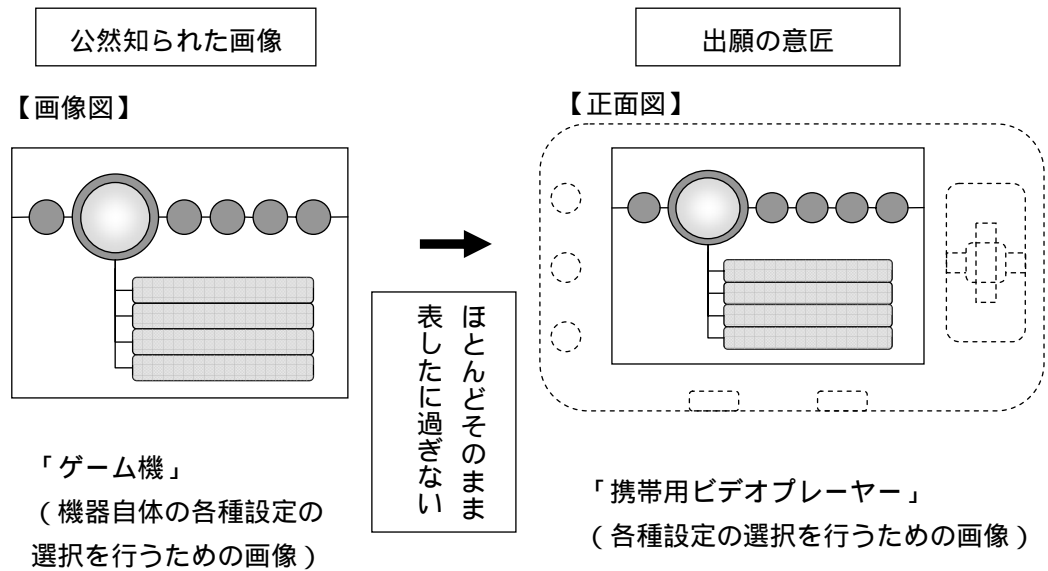
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

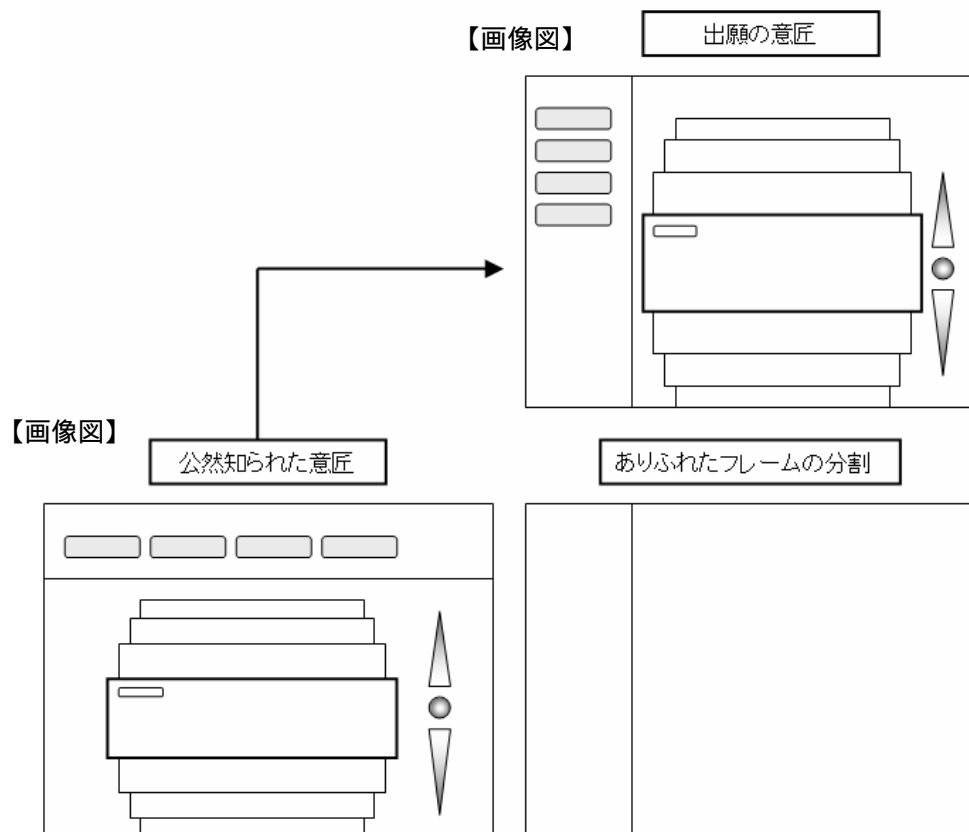


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠。

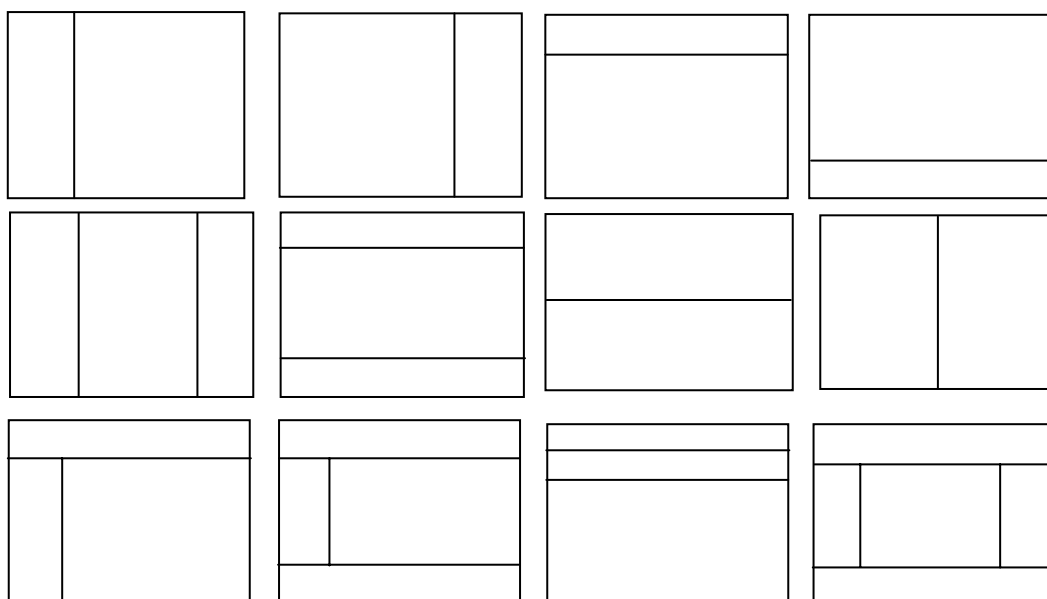
【事例】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

ありふれたフレームの分割態様の例



74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

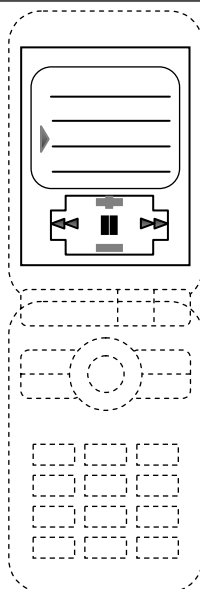
判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

【意匠法第3条の2が適用される事例】

【事例1】

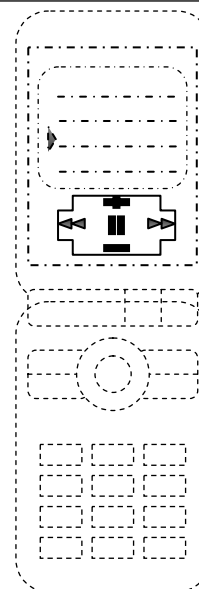
先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】



出願の意匠

【正面図】

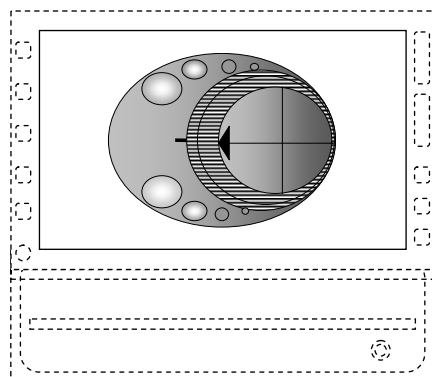


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

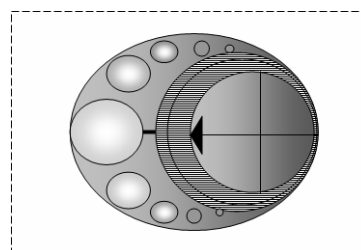
先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】



出願の意匠

【画像図】



【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第3部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

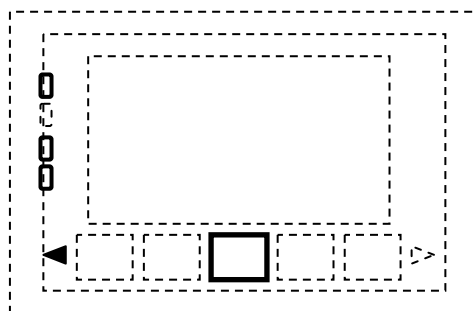
74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

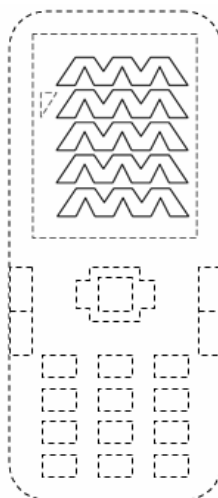
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

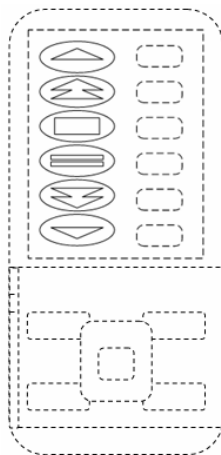
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

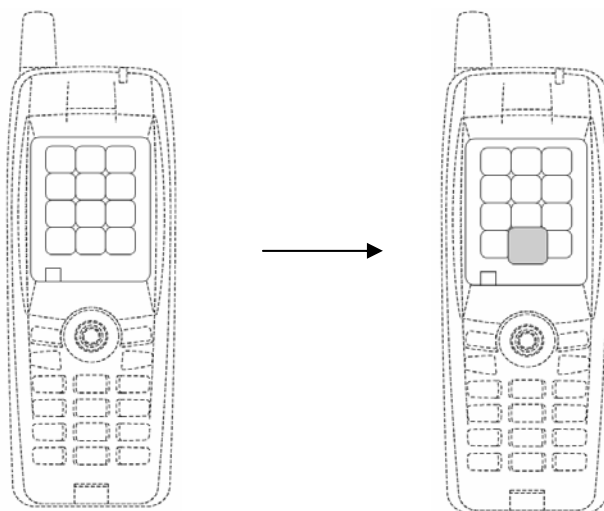
(3) 変化の態様に形態的な一体性が認められる場合

画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められる例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】

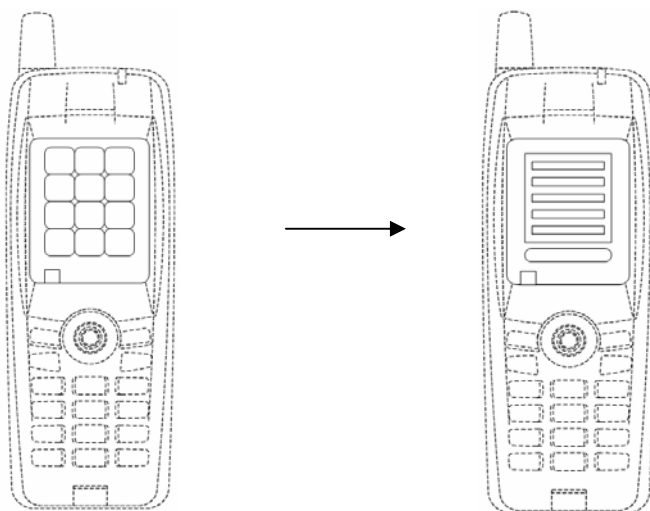


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められない例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.8 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定」を参照されたい。

74.10 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11 意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 1 章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.11.「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12 特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 2 章「出願の変更」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。

第 8 部 願書・図面等の記載の補正

第 1 章 補正

81 関連条文

意匠法

第六十条の三 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第六十八条

(第 1 項及び第 3 項以下略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

特許法

第十七条

(第 1 項及び第 2 項略)

3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
- 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
- 三 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

81.1 補正とは

補正とは、出願に関する書類等について法律又は所定の様式に照らして誤記や不明瞭な記載などの記載不備がある場合に、出願人が自発的に、あるいは特許庁長官又は審判長の命令に基づいて、その記載不備を治癒するために出願後に当該出願書類等を訂正又は補充する手続行為をいう。

補正は、先願主義のもとで手続の円滑な進行を図るために、一定の制限の範囲内で出願人に法律上認められた手続行為であり、出願人が適法な手続補正書を提出(意匠法第 68 条第 2 項で準用する特許法第 17 条第 4 項)することによって、書類等は出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われることになる。

ただし、補正はそのような効果を生じるものであることから、出願当初に記載

されていた内容を自由に補正することができるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなるため、内容的な制限と時間的な制限が課せられている。

81.1.1 補正の内容的制限

補正は、出願当初の書類等の誤記や不明瞭な記載などの訂正又は補充にとどまるものであるから、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであってはならない。

81.1.2 補正の時間的制限

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第2章 補正の却下

82 関連条文

意匠法

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
- 3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。
- 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

82.1 補正の却下とは

意匠法第17条の2の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき、決定をもつてその補正を却下することをいう。

82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨といい、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

82.1.2 要旨の変更

82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

- 82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとすると認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとすると認められることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正も、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

82.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

82.1.2.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変

更するものではない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

82.1.2.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

第9部 特殊な意匠登録出願

第1章 意匠登録出願の分割

91 関連条文

意匠法

第十条の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

91.1 意匠法第10条の2の規定

意匠登録出願の分割とは、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることをいう。

意匠登録出願の分割は、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、適法な手続をしたときに限り、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる。

91.1.1 意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。すなわち、意匠登録出願の放棄、取下げ、却下又は査定若しくは審決の確定の後（再審に係属している場合を除く。）は、意匠登録出願の分割をすることができない。

（2）意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。

- (3) 二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形態を表している場合など（第5部「一意匠一出願」51.1.2「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」参照）が該当する。

- (4) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

91.1.2 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

- (1) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合
- (2) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品ごとに分割した場合
- (3) 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

91.1.3 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

91.1.4 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項、あるいは特許法第43条の2第3項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第2章 出願の変更

92 関連条文

意匠法

第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により当該謄本の送達とみなされるものを含む。）があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。
- 3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条の規定により同法第二百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。
- 5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

92.1 意匠法第13条の規定

出願の変更とは、出願の内容の変更ではなく、もとの特許出願又は実用新案登録出願と変更された後の意匠登録出願との間の出願の形式の変更である。なお、これらの変更があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされ、もとの特許出願又は実用新案登録出願は取り下げたものとみなされる。

92.1.1 意匠登録出願への変更の要件

変更による新たな意匠登録出願が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から30日以内であること
- (2) 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
- (3) 変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること
ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。
- (4) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体

的に記載されていること

- (5) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

92.1.2 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合
- (2) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合
- (3) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

92.1.3 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなさず、変更のあった時にしたものとして取り扱う。

92.1.4 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項、あるいは特許法第43条の2第3項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第13条第5項で準用する意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

93 関連条文

意匠法

第十三条の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

93.1 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願あるいは実用新案登録出願とみなされる。

これらからの意匠登録出願への変更は、もとの出願が日本語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面の提出をし、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができず、また外国語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、前記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出し、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。

第4章 補正後の意匠についての新出願

94 関連条文

意匠法

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

94.1 意匠法第17条の3の規定

補正の却下の決定があつた補正後の意匠について新たな意匠登録出願は、補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされ、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる。

94.1.1 補正の却下の決定があつた補正後の意匠について新たな意匠登録出願の要件

補正の却下の決定があつた補正後の意匠について新たな意匠登録出願が、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 補正の却下の決定があつた補正後の意匠について、新たな意匠登録出願としていること
- (2) 新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があつた日から30日以内にされていること
- (3) 新たな意匠登録出願が意匠法施行規則第2条第4号に規定する様式第5により出願されていること

第 10 部 パリ条約による優先権等の主張の手續

101 関連条文

意匠法

第十五条 特許法第三十八条（共同出願） 第四十三条第一項から第四項まで（パリ条約による優先権主張の手續）及び第四十三条の二（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。
（第 2 項以下略）

特許法

第四十三条 パリ条約第四条 D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日
- 二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- 三 その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

（第 5 項略）

特許法

第四十三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 第一条 3 に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

- 2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。
- 3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第 4 条 B で、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

これに基づき、優先権の主張を伴った意匠登録出願についての新規性（意匠法第 3 条第 1 項）、創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第 3 条の 2）、先願（意匠法第 9 条）及び関連意匠（意匠法第 10 条）に関する審査においては、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日をその判断の基準日として取り扱う。すなわち、優先権の主張を伴った意匠登録出願の意匠と同一又は類似する意匠に係る他の意匠登録出願が優先期間内にあっても、その意匠登録出願は優先権の主張を伴った出願の後願として取り扱い、また優先期間内に当該意匠の新規性を喪失するような事実が発生しても、拒絶の理由の根拠とされることはない。

なお、我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 2 の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手續

パリ条約第 4 条 D (1) の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する手續をしなければならない。

なお、パリ条約の例による優先権主張の手續についても、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 2 第 3 項)

101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間

意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の優先期間は、6 か月である。(パリ条約第 4 条 C (1)、パリ条約第 4 条 E (1))

なお、パリ条約の例による優先期間についても、パリ条約による優先期間と同様である。(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 2 第 2 項)

101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願であること
(パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 A (2)、パリ条約第 4 条 A (3)、パリ条約第 4 条 C (4))
- (2) 我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
(パリ条約第 2 条、パリ条約第 3 条、パリ条約第 4 条 A (1))
- (3) 優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
(パリ条約第 4 条 E (1))
- (4) 我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から 6 か月以内になされているものであること
(パリ条約第 4 条 C (1)、パリ条約第 4 条 E (1))
- (5) 第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
(パリ条約第 4 条 D)
- (6) 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること

(パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 B)

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。
(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 2 第 2 項)

101.3 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められない場合の例

- (1) 意匠登録出願に係る意匠が、パリ条約による優先権等の基礎となる第一国の最初の出願の意匠と同一でない場合
 - (部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」参照)
 - (組物の意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」72.1.7「パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願」参照)
- (2) 意匠登録出願に係る意匠と同一の意匠を優先権証明書により認識することができない場合

第 1 1 部 その他

第 1 章 特徴記載書

111 関連条文

意匠法施行規則

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。

3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

111.1 特徴記載書とは

審査官は、意匠登録出願に係る意匠の認定（第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）あるいは類否判断、拒絶の理由にその記載内容を直接の根拠として用いてはならないが、当該記載内容を見ることにより、例えば、審査における的確なサーチ範囲の決定のための参考情報となることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

記載内容は、意匠法第 2 4 条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対しては、直接的に何ら影響を与えない。

111.1.1 提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出することができる任意の手続である。

提出は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限りすることができる。

111.1.2 意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第 6 6 条第 3 項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）には、当該記載内容を掲載しない。特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしないこととする。

別添 組物の構成物品表

組物の意匠は、原則、それぞれの「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物と取り扱う。

	組物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリッパ キャミソール ペチコート ボディースーツ	欄内の二種以上の物品を含むもの
2	一組のカフスボタン及び ネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉毛そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付たわし 汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	

10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	
12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒー茶わん 及び受皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の
		グラス デカンタ	
		徳利 杯	
15	一組の食卓用皿及び コップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	せん茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の
		しょう油つぎ ソースつぎ	
19	一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	

20	一組のいすセット	いす (二以上)	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	
22	一組の屋外用いす及び テーブルセット	屋外用いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚 (二以上)	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル (二以上)	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコン ディショナーセット	エアーコンディショ ナー エアーコンディショ ナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記お もちゃでない組物に それぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセット おもちゃ		
34	一組のディナーセット おもちゃ		
35	一組の薬味入れセット おもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク 及びスプーンセット おもちゃ		

37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ (二以上)	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	
39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	欄内の二種以上の物品を含むもの
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	欄内の二種以上の物品を含むもの
41	一組の自動車用 エアスポイラーセット	自動車用空気整流器 (二以上)	
42	一組の自動車用 シートカバーセット	シートカバー (二以上)	
43	一組の自動車用 フロアマットセット	フロアマット (二以上)	
44	一組の自動車用 ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用 カウルセット	カウル (二以上)	
46	一組の自動二輪車用 フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機 セット	車載用経路誘導機本 体 モニターテレビ受像 機	
48	一組のオーディオ機器 セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	チューナーとアン プー体型も含む。
49	一組の車載用オーディオ 機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	車載用チューナー と車載用アンプー 体型も含む。
50	一組のスピーカー ボックスセット	スピーカーボックス (二以上)	

51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像機 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機 セット	モニターテレビ 受像機 光ディスク再生機	
53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ 表示機又は データ出力機 電子計算機用データ 表示機付き 電子計算機 電子計算機用 キーボード又は データ入力機 電子計算機用 キーボード付き 電子計算機 電子計算機用 データ表示機 電子計算機 (二以上(複数の 筐体により構 成されたもの)) 電子計算機 データ入出力用 補助機	いずれかの欄の構 成物品の組み 合わせ方によるも の
54	一組の自動販売機セット	自動販売機 (二以上)	
55	一組の医療用エックス線 撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉 及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	